



平成 3 0 年 第 2 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案

箕 面 市

平成30年第2回箕面市議会定例会議案

報告第3号	平成29年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（財務会計システム更新事業（継続費）、保育所施設整備事業（継続費）、ごみ処理施設基幹改良・長期包括運営準備事業（継続費）、道路・交通安全施設維持補修事業（H29継続費）、（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、北大阪急行線延伸設計事業（継続費）、北大阪急行線延伸整備事業（継続費））	1
報告第4号	平成29年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（市内公共交通整備事業、広域連携福祉事務事業（権限移譲共同処理分）（臨時）、国民年金システム改修事業、病児・病後児保育室整備事業、都市計画推進事業（臨時）、都市計画道路整備事業、中央公園整備事業、止々呂美小中一貫校増築事業、温水プール整備検討事業）	3
報告第5号	平成29年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（都市計画道路整備事業）	5
報告第6号	平成29年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費事故繰越し繰越計算書（（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設用地取得事業）	7
報告第7号	平成29年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書（医療機器等整備事業）	9
報告第8号	平成29年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（改良事業）	11

報告第 9 号	平成 2 9 年度箕面市公共下水道事業会計継続費繰越計算書（止々呂美第一汚水幹線築造事業）	13
報告第 1 0 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	15
報告第 1 1 号	専決処分の承認を求める件（工事請負契約の一部変更）	19
報告第 1 2 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 1 号））	23
報告第 1 3 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 9 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 5 号））	49
報告第 1 4 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 9 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 5 号））	65
第 5 6 号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地）	77
第 5 7 号議案	大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議の件	79
第 5 8 号議案	箕面市税条例等改正の件	83
第 5 9 号議案	箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件	95
第 6 0 号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	103

第 6 1 号議案	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件	107
第 6 2 号議案	箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する 基準を定める条例改正の件	111
第 6 3 号議案	箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例改正の件	113
第 6 4 号議案	平成 3 0 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 号）	117
第 6 5 号議案	平成 3 0 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	157
第 6 6 号議案	平成 3 0 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	183
第 6 7 号議案	平成 3 0 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）	201
第 6 8 号議案	平成 3 0 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	213
第 6 9 号議案	平成 3 0 年度箕面市競艇事業会計補正予算（第 1 号）	223
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	231

報告第3号

平成29年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
2	総務費 1	総務管理費 システム更新事業 (継続費)	82,831,000	13,386,000	6,280,460	19,666,460	19,665,720	740	740	740			
3	民生費 2	児童福祉費 保育所施設整備事業 (継続費)	906,413,000	242,782,000	217,360	242,999,360	209,921,550	33,077,810	33,077,810	33,077,810			
4	衛生費 2	清掃費 ごみ処理施設基幹改良・ 長期包括運営準備事業 (継続費)	29,800,000		10,932,400	10,932,400	3,980,660	6,951,740	6,951,740	6,951,740			
8	土木費 2	道路・交通 安全施設維持補修事業 (H29継続費)	202,000,000	108,000,000		108,000,000	28,464,789	79,535,211	79,535,211	79,535,211			

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国府支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	4 都市計画費	(仮称) 箕面 船場駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	3,117,435,000	610,763,000	355,758,920	966,521,920	76,552,560	889,969,360	889,969,360	51,103,360	395,266,000	443,600,000	
		(仮称) 新箕面 駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	23,316,000		16,987,200	16,987,200	16,987,200	16,987,200	16,987,200	16,987,200			
		北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)	1,738,151,000	49,011,000	345,232,698	394,243,698	159,205,698	235,038,000	235,038,000	169,128,000	46,510,000	19,400,000	
		北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	51,896,613,000	3,064,567,000	10,961,466,500	14,026,033,500	6,098,284,527	7,927,748,973	7,927,748,973	176,438,973	1,505,310,000	6,246,000,000	

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)
平成29年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。

平成29年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
						国府支出金、諸収入及び地方債		
			円	円	円	円	円	
2	総務費	1 総務管理費	市内公共交通整備事業	976,000	976,000			976,000
3	民生費	1 社会福祉費	広域連携福祉事務事業 (権限移譲共同処理分)(臨時)	838,000	838,000			838,000
			国民年金システム改修事業	732,000	732,000		732,000	
		2 児童福祉費	病児・病後児保育室整備事業	25,000,000	15,280,000		15,280,000	
8	土木費	4 都市計画費	都市計画推進事業(臨時)	7,755,000	7,755,000			7,755,000
			都市計画道路整備事業	89,051,000	74,074,240		60,979,000	13,095,240
			中央公園整備事業	3,103,000	3,102,840			3,102,840
10	教育費	1 教育総務費	止々呂美小中一貫校増築事業	565,629,000	564,649,420		425,374,000	139,275,420

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入 及び地方債	
					円	円	円
10 教育費	6 保健体育費	温水プール整備検討事業	8,481,000	8,481,000			8,481,000

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成29年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第5号

平成29年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路 整備事業	6,964,400	円	円	円	円	円	円	円	都市計画道路整備事業 において、補償対象物 件の移転先選定に不測 の日時を要し、支障物 件の撤去が遅延したこ とにより、必要経費を 繰り越したため。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成29年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告するものである。

報告第6号

平成29年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
1	土地取得費	(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設用地取得事業	円 352,800,000	円	円 352,800,000	円	円 352,800,000	円	円	円	(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設用地取得事業において、区画整理事業の遅延により、土地の引渡しが翌年度になることから、必要経費を繰り越したため。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成29年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告するものである。

報告第7号

平成29年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通 次繰越額 に係る財 源予定	翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				当年度損 益勘定留 保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的 1 支出	建設 1 改良費	医療機 器等整 備事業	300,000,000	60,000,000	0	60,000,000	48,258,280	11,741,720	11,741,720	11,741,720	

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成29年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により報告するものである。

報告第8号

平成29年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	繰越 工事 資金	損益勘定 留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	改良事業	円 1,179,195,400	円 986,749,582	円 174,334,960	円 50,000,000	円 17,978,000	円 106,356,960	円 18,110,858	円	箕面高区配水地耐震補強工事及び当該工事に係る施工監理業務について、配水池の補修に相当の期間を要したこと並びに小野原配水池緊急遮断弁更新工事について、機器の納入等に相当の期間を要したことに伴い、支払義務が発生しなかった経費を翌年度に繰り越したため。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成29年度における未執行分を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

平成29年度箕面市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計				損益勘定 留保資金	繰越工事 資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的 1 支出	汚水建設 1 改良費	止々呂美第一 汚水幹線 築造事業	69,562,000	27,825,000		27,825,000		27,825,000	27,825,000	27,825,000		

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成29年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものである。

報告第10号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年3月30日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年1月19日 午前10時55分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市今宮一丁目832番2地先 今宮交差点内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、交差点を左折し、北進しようとしていたところ、当該交差点の横断歩道を西進してきた相手方の自転車と接触し、同車両のフロントホイール等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、28,134円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成30年3月30日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年4月20日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年3月5日 午後2時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市箕面一丁目509番地先 市道中之坂西線路上
- (3) 相手方 池田市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、歩道に隣接する有料駐車場に駐車しようとした相手方の自動車が、歩道切下げを通過してその車体の半ばまで当該駐車場に入ったところ、同車両の左後部ドアが歩道路面に引っかかり、当該ドアの外装部品を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、154,526円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成30年4月20日

3 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年5月7日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年10月14日 午後6時48分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市稲三丁目384番1地先 市道稲萱野千里川線路上
- (3) 相手方 大阪市浪速区所在の法人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が市道稲萱野千里川線を走行していたところ、路面に生じていた凹みに右前後輪が落ち、同車両の右前後のタ

イヤ及びホイール等を破損したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、278,208円とし、市は、相手方に210,000円を支払う。

(6) 和解年月日 平成30年5月9日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年5月11日専決）

(1) 事故発生日時 平成30年3月5日 午後5時30分頃

(2) 事故発生場所 箕面市彩都粟生南二丁目121番地先 府道茨木摂津線（1号）路上

(3) 相手方 豊能郡豊能町所在の法人

(4) 事故の状況 上記日時において、市道山麓線路上の橋梁に市が設置していた看板が突風のため吹き飛び、橋梁下の上記場所を走行していた相手方の自動車に接触し、その右フロントバンパー等を損傷したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、228,629円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成30年5月11日

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 3 0 年 3 月 3 0 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

工事請負契約の一部変更（別紙）

（理由）

止々呂美小学校・中学校校舎増築工事（第 2 期）の請負契約において、国庫負担金の繰越しが認められたことに伴い、工期を変更する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

工事請負契約の一部変更

平成29年6月22日議決を経た「第82号議案 工事請負契約締結の件」（平成30年3月1日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

平成30年3月30日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

「5 工期 議決の翌日から平成30年3月31日まで」を「5 工期 議決の翌日から平成30年8月10日まで」に改める。

報告第 1 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 3 0 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 1 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 2 9 年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成29年度箕面市一般会計補正予算（第11号）

平成29年度箕面市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223,505千円を追加し、歳入歳出それぞれ54,918,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 23,452,074	千円 15,564	千円 23,467,638
	7 開発事業等緑化負担税	30,000	15,564	45,564
2 地方譲与税		231,000	20,234	251,234
	1 地方揮発油譲与税	70,000	2,794	72,794
	2 自動車重量譲与税	161,000	17,440	178,440
3 利子割交付金		79,000	△12,530	66,470
	1 利子割交付金	79,000	△12,530	66,470
4 配当割交付金		171,000	17,639	188,639
	1 配当割交付金	171,000	17,639	188,639
5 株式等譲渡所得割交付金		180,000	11,261	191,261
	1 株式等譲渡所得割交付金	180,000	11,261	191,261
6 地方消費税交付金		2,200,000	61,361	2,261,361
	1 地方消費税交付金	2,200,000	61,361	2,261,361
7 ゴルフ場利用税交付金		2,000	294	2,294
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	294	2,294
8 自動車取得税交付金		87,000	40,987	127,987
	1 自動車取得税交付金	87,000	40,987	127,987
10 地方交付税		826,187	△8,484	817,703
	1 地方交付税	826,187	△8,484	817,703
11 交通安全対策特別交付金		20,000	△606	19,394
	1 交通安全対策特別交付金	20,000	△606	19,394
12 分担金及び負担金		1,169,583	△15	1,169,568
	1 負担金	1,169,583	△15	1,169,568
14 国庫支出金		9,059,673	52,868	9,112,541
	1 国庫負担金	6,260,317	45,003	6,305,320
	2 国庫補助金	246,463	11,449	257,912
	3 国庫委託金	41,285	△3,813	37,472
	4 国庫交付金	2,511,608	229	2,511,837
15 府支出金		3,498,104	18,627	3,516,731
	1 府負担金	2,204,272	32,900	2,237,172
	2 府補助金	749,755	△22,729	727,026
	3 府委託金	50,465	9,826	60,291
	4 府交付金	493,612	△1,370	492,242

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		千円 905,702	千円 823	千円 906,525
	1 財産運用収入	167,944	823	168,767
17 寄附金		31,579	5,000	36,579
	1 寄附金	31,579	5,000	36,579
20 諸収入		1,189,370	3,782	1,193,152
	5 雑収入	554,123	3,782	557,905
21 市債		3,840,912	△3,300	3,837,612
	1 市債	3,840,912	△3,300	3,837,612
歳入合計		54,695,313	223,505	54,918,818

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛 生 費		3,424,955	5,000	3,429,955
	3 市民医療総合施設 対 策 費	151,000	5,000	156,000
8 土 木 費		6,357,051	823	6,357,874
	1 土 木 管 理 費	796,346	823	797,169
13 諸 支 出 金		6,905,080	217,682	7,122,762
	2 基 金 費	3,169,112	217,682	3,386,794
歳 出 合 計		54,695,313	223,505	54,918,818

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
災害支援 物資管 システム 整備事業	補正前	千円 10,200	普通貸借 又証券発行	%以内 4 (注)	政府 その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じて繰上償還 することができる。
	補正後	9,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
農地施設 整備事業	補正前	33,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	30,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 2 9 年度
(2017年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,452,074	15,564	23,467,638
2 地 方 譲 与 税	231,000	20,234	251,234
3 利 子 割 交 付 金	79,000	△12,530	66,470
4 配 当 割 交 付 金	171,000	17,639	188,639
5 株式等譲渡所得割交付金	180,000	11,261	191,261
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	61,361	2,261,361
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	294	2,294
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	87,000	40,987	127,987
9 地 方 特 例 交 付 金	122,255	0	122,255
10 地 方 交 付 税	826,187	△8,484	817,703
11 交通安全対策特別交付金	20,000	△606	19,394
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,169,583	△15	1,169,568
13 使 用 料 及 び 手 数 料	696,438	0	696,438
14 国 庫 支 出 金	9,059,673	52,868	9,112,541
15 府 支 出 金	3,498,104	18,627	3,516,731
16 財 産 収 入	905,702	823	906,525
17 寄 附 金	31,579	5,000	36,579
18 繰 入 金	6,444,853	0	6,444,853
19 繰 越 金	488,583	0	488,583
20 諸 収 入	1,189,370	3,782	1,193,152
21 市 債	3,840,912	△3,300	3,837,612
歳 入 合 計	54,695,313	223,505	54,918,818

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	449,026	0	449,026
2 総 務 費	6,046,262	0	6,046,262
3 民 生 費	20,003,934	0	20,003,934
4 衛 生 費	3,424,955	5,000	3,429,955
5 労 働 費	60,470	0	60,470
6 農 林 水 産 業 費	147,721	0	147,721
7 商 工 費	144,593	0	144,593
8 土 木 費	6,357,051	823	6,357,874
9 消 防 費	1,565,706	0	1,565,706
10 教 育 費	6,939,795	0	6,939,795
11 災 害 復 旧 費	87,000	0	87,000
12 公 債 費	2,513,720	0	2,513,720
13 諸 支 出 金	6,905,080	217,682	7,122,762
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	54,695,313	223,505	54,918,818

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	5,000	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	823	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	217,682
0	0	0	0
0	0	5,823	217,682

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 7 開発事業等緑化負担税

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
1	市 税	千円 23,452,074	千円 15,564	千円 23,467,638
	7 開発事業等緑化負担税	30,000	15,564	45,564
	1 開発事業等緑化負担税	30,000	15,564	45,564
2	地 方 譲 与 税	231,000	20,234	251,234
	1 地方揮発油譲与税	70,000	2,794	72,794
	1 地方揮発油譲与税	70,000	2,794	72,794
	2 自動車重量譲与税	161,000	17,440	178,440
	1 自動車重量譲与税	161,000	17,440	178,440
3	利 子 割 交 付 金	79,000	△12,530	66,470
	1 利子割交付金	79,000	△12,530	66,470
	1 利子割交付金	79,000	△12,530	66,470
4	配 当 割 交 付 金	171,000	17,639	188,639
	1 配当割交付金	171,000	17,639	188,639
	1 配当割交付金	171,000	17,639	188,639
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	180,000	11,261	191,261
	1 株式等譲渡所得割交付金	180,000	11,261	191,261
	1 株式等譲渡所得割交付金	180,000	11,261	191,261
6	地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	61,361	2,261,361
	1 地方消費税交付金	2,200,000	61,361	2,261,361
	1 地方消費税交付金	2,200,000	61,361	2,261,361
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	294	2,294
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	294	2,294
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	294	2,294

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現年課税分	15,564	1 開発事業等緑化負担税 補正後 45,564,000円－補正前 30,000,000円	15,564
1 地方揮発油譲与税	2,794	1 地方揮発油譲与税 補正後 72,794,000円－補正前 70,000,000円	2,794
1 自動車重量譲与税	17,440	1 自動車重量譲与税 補正後 178,440,000円－補正前 161,000,000円	17,440
1 利子割交付金	△12,530	1 利子割交付金 補正後 66,470,000円－補正前 79,000,000円	△12,530
1 配当割交付金	17,639	1 配当割交付金 補正後 188,639,000円－補正前 171,000,000円	17,639
1 株式等譲渡所得割交付金	11,261	1 株式等譲渡所得割交付金 補正後 191,261,000円－補正前 180,000,000円	11,261
1 地方消費税交付金	61,361	1 地方消費税交付金 補正後 2,261,361,000円－補正前 2,200,000,000円	61,361
1 ゴルフ場利用税交付金	294	1 ゴルフ場利用税交付金 補正後 2,294,000円－補正前 2,000,000円	294

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
8	自動車取得税交付金	千円 87,000	千円 40,987	千円 127,987
	1 自動車取得税交付金	87,000	40,987	127,987
	1 自動車取得税交付金	87,000	40,987	127,987
10	地方交付税	826,187	△8,484	817,703
	1 地方交付税	826,187	△8,484	817,703
	1 地方交付税	826,187	△8,484	817,703
11	交通安全対策特別交付金	20,000	△606	19,394
	1 交通安全対策特別交付金	20,000	△606	19,394
	1 交通安全対策特別交付金	20,000	△606	19,394
12	分担金及び負担金	1,169,583	△15	1,169,568
	1 負担金	1,169,583	△15	1,169,568
	4 消防費負担金	285,467	△15	285,452
14	国庫支出金	9,059,673	52,868	9,112,541
	1 国庫負担金	6,260,317	45,003	6,305,320
	1 民生費国庫負担金	5,997,974	45,003	6,042,977

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 自動車取得税 交 付 金	40,987	1 自動車取得税交付金 補正後 127,987,000円－補正前 87,000,000円	40,987
1 地方交付税	△8,484	2 特別交付税 補正後 91,516,000円－補正前 100,000,000円	△8,484
1 交通安全対策 特別交付金	△606	1 交通安全対策特別交付金 補正後 19,394,000円－補正前 20,000,000円	△606
1 消防費負担金	△15	2 権限移譲負担金（豊能町分） 補正後 188,000円－補正前 203,000円	△15
1 社会福祉費 負 担 金	△3,264	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 1,154,892,000円－補正前 1,157,859,000円 9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 63,970,000円－補正前 64,267,000円	△2,967 △297
2 児童福祉費 負 担 金	48,628	1 施設型給付費負担金 補正後 829,376,000円－補正前 756,426,000円 2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 479,000円－補正前 435,000円 4 助産施設入所費負担金 補正後 132,000円－補正前 708,000円 5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 6,322,000円－補正前 8,247,000円 6 児童扶養手当費負担金 補正後 142,857,000円－補正前 144,831,000円 7 児童手当費負担金 補正後 1,651,997,000円－補正前 1,661,150,000円 9 未熟児養育医療費負担金 補正後 990,000円－補正前 3,109,000円	72,950 44 △576 △1,925 △1,974 △9,153 △2,119

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
14	1	1 [民生費国庫負担金]	千円	千円	千円
		2 国 庫 補 助 金	246,463	11,449	257,912
		1 総務費国庫補助金	40,345	3,863	44,208
		2 民生費国庫補助金	106,908	13,140	120,048
		4 教育費国庫補助金	98,027	△5,554	92,473
		3 国 庫 委 託 金	41,285	△3,813	37,472
		1 総務費国庫委託金	750	△11	739
		2 民生費国庫委託金	38,178	△3,802	34,376
		4 国 庫 交 付 金	2,511,608	229	2,511,837
		1 総務費国庫交付金	22,500	△900	21,600
		2 民生費国庫交付金	308,151	1,129	309,280
15		府 支 出 金	3,498,104	18,627	3,516,731
		1 府 負 担 金	2,204,272	32,900	2,237,172
		1 民生費府負担金	2,204,272	32,900	2,237,172

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		10 障害児通所給付費負担金	△8,619
		補正後 273,246,000円－補正前 281,865,000円	
3 生活保護費負担金	△361	2 中国残留邦人生活支援給付費負担金	△349
		補正後 0円－補正前 349,000円	
		3 生活困弱者自立相談支援事業費等負担金	△12
		補正後 19,296,000円－補正前 19,308,000円	
1 総務管理費補助金	3,863	2 個人番号カード交付事務費補助金	3,863
		補正後 5,533,000円－補正前 1,670,000円	
1 社会福祉費補助金	15,766	5 地域生活支援事業費等補助金	15,766
		補正後 77,744,000円－補正前 61,978,000円	
2 児童福祉費補助金	2,249	9 保育対策総合支援事業費補助金	2,249
		補正後 4,249,000円－補正前 2,000,000円	
3 生活保護費補助金	△4,875	7 生活困弱者就労準備支援事業費等補助金	△4,875
		補正後 26,443,000円－補正前 31,318,000円	
1 教育総務費補助金	△5,554	3 幼稚園就園奨励費補助金	△5,554
		補正後 72,620,000円－補正前 78,174,000円	
1 戸籍住民基本台帳費委託金	△11	2 自衛官募集事務費委託金	17
		補正後 47,000円－補正前 30,000円	
		3 中長期在留者住居地届出等事務費委託金	△28
		補正後 692,000円－補正前 720,000円	
1 社会福祉費委託金	△3,802	1 国民年金事務費委託金	△3,802
		補正後 34,376,000円－補正前 38,178,000円	
1 総務管理費交付金	△900	7 ため池防災・減災事業交付金	△900
		補正後 21,600,000円－補正前 22,500,000円	
2 児童福祉費交付金	1,129	5 子ども・子育て支援交付金	1,129
		補正後 115,508,000円－補正前 114,379,000円	
2 児童福祉費負担金	32,900	1 施設型給付費負担金	36,475
		補正後 414,688,000円－補正前 378,213,000円	
		3 助産施設入所費負担金	△288
		補正後 66,000円－補正前 354,000円	
		4 母子生活支援施設入所費負担金	△962
		補正後 3,161,000円－補正前 4,123,000円	
		5 児童手当費負担金	210
		補正後 362,672,000円－補正前 362,462,000円	
		7 障害児通所給付費負担金	△2,535
		補正後 138,397,000円－補正前 140,932,000円	

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計	
款 項	目				
15	2	府 補 助 金	千円 749,755	千円 △22,729	千円 727,026
		1 総務費府補助金	21,238	10,200	31,438
		2 民生費府補助金	401,998	△32,929	369,069
	3	府 委 託 金	50,465	9,826	60,291
		1 総務費府委託金	43,364	9,826	53,190
	4	府 交 付 金	493,612	△1,370	492,242
		1 総務費府交付金	221,065	△214	220,851
		2 民生費府交付金	245,925	△1,809	244,116
		6 消防費府交付金	661	77	738

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 総務管理費補助金	10,200	6 大阪府市町村振興補助金 補正後 30,200,000円－補正前 20,000,000円	10,200
1 社会福祉費補助金	△25,329	7 障害者地域生活推進総合補助金 補正後 122,000円－補正前 500,000円 38 老人医療費補助金 補正後 84,966,000円－補正前 104,092,000円 63 身体障害者知的障害者医療費補助金 補正後 64,583,000円－補正前 70,408,000円	△378 △19,126 △5,825
2 児童福祉費補助金	△7,600	7 ひとり親家庭医療費補助金 補正後 29,385,000円－補正前 31,849,000円 8 施設型給付費補助金 補正後 46,861,000円－補正前 48,069,000円 9 子どもの医療費補助金 補正後 35,090,000円－補正前 38,657,000円 21 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 30,207,000円－補正前 30,568,000円	△2,464 △1,208 △3,567 △361
2 戸籍住民基本台帳費委託金	△5	3 人口動態調査委託金 補正後 127,000円－補正前 132,000円	△5
3 選挙費委託金	9,831	1 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査委託金 補正後 51,365,000円－補正前 41,534,000円	9,831
3 戸籍住民基本台帳費交付金	△214	1 権限移譲事務費交付金 補正後 3,188,000円－補正前 3,402,000円	△214
1 社会福祉費交付金	△775	1 行旅死亡人取扱交付金 補正後 0円－補正前 530,000円 4 地域福祉・子育て支援交付金 補正後 22,984,000円－補正前 22,435,000円 15 権限移譲事務費交付金（共同処理分） 補正後 15,161,000円－補正前 15,955,000円	△530 549 △794
2 児童福祉費交付金	△1,034	1 地域福祉・子育て支援交付金 補正後 36,441,000円－補正前 41,294,000円 3 子ども・子育て支援交付金 補正後 115,508,000円－補正前 114,379,000円 4 新子育て支援交付金 補正後 44,977,000円－補正前 42,305,000円 7 母子寡婦福祉資金貸付事務取扱交付金	△4,853 1,129 2,672 18
1 消防費交付金	77	1 権限移譲事務費交付金 補正後 738,000円－補正前 661,000円	77

(款) 15 府支出金

(項) 4 府交付金

(款) 15 府支出金

(項) 4 府交付金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
15	4	7 教育費府交付金	千円 12,126	千円 576	千円 12,702
16		財 産 収 入	905,702	823	906,525
		1 財 産 運 用 収 入	167,944	823	168,767
		2 基 金 収 益 金	43,611	823	44,434
17		寄 附 金	31,579	5,000	36,579
		1 寄 附 金	31,579	5,000	36,579
		1 ふ る さ と 寄 附 金	31,579	5,000	36,579
20		諸 収 入	1,189,370	3,782	1,193,152
		5 雑 入	554,123	3,782	557,905
		4 過 年 度 収 入	7,209	3,782	10,991
21		市 債	3,840,912	△3,300	3,837,612
		1 市 債	3,840,912	△3,300	3,837,612
		2 総 務 債	62,600	△400	62,200
		6 農 林 水 産 業 債	33,400	△2,900	30,500

節		説	明
区 分	金 額		
1 教育総務費 交 付 金	千円 576	1 教職員人事権移譲事務費交付金 補正後 12,702,000円ー補正前 12,126,000円	千円 576
6 土地開発基金 運 用 収 入	823	1 土地開発基金運用収入 補正後 2,316,000円ー補正前 1,493,000円	823
1 ふ る さ と 寄 附 金	5,000	1 ふるさと寄附金 補正後 36,579,000円ー補正前 31,579,000円	5,000
1 過 年 度 収 入	3,782	1 過年度収入 平成28年度児童手当国庫負担金他	3,782
1 総 務 管 理 事 業 債	△400	3 災害支援物資管理システム整備事業債 補正後 9,800,000円ー補正前 10,200,000円	△400
1 農 業 債	△2,900	1 農地施設整備事業債 補正後 30,500,000円ー補正前 33,400,000円	△2,900

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 3 市民医療総合施設対策費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
4	衛 生 費		3,424,955	5,000	3,429,955	寄附金	5,000
	3	市民医療総合施設対策費	151,000	5,000	156,000	寄附金	5,000
		2 病院事業費	31,000	5,000	36,000	寄附金	5,000
8	土 木 費		6,357,051	823	6,357,874	財産収入	823
	1	土木管理費	796,346	823	797,169	財産収入	823
		1 土木総務費	792,625	823	793,448	財産収入	823
13	諸 支 出 金		6,905,080	217,682	7,122,762	一般財源	217,682
	2	基金費	3,169,112	217,682	3,386,794	一般財源	217,682
		13 学校教育施設整備基金費	452,932	202,100	655,032	一般財源	202,100
		14 みどり推進基金費	34,902	15,582	50,484	一般財源	15,582

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	5,000	50 病院事業会計繰出事業【市立病院】	5,000
		19 負担金補助及び交付金	5,000
		2 補助金	5,000
		医療機器等購入補助金	5,000
28 繰 出 金	823	50 土地開発基金繰出事業【地域活性化室】	823
		28 繰 出 金	823
		12 土地開発基金繰出金	823
25 積 立 金	202,100	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】	202,100
		25 積 立 金	202,100
		4 学校教育施設整備基金積立金	202,100
25 積 立 金	15,582	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】	15,582
		25 積 立 金	15,582
		22 みどり推進基金積立金	15,582

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	12,588,815	13,489,513	(7,497,300)	976,540	22,671,473
	補正			△ 3,300		△ 3,300
	補正後	12,588,815	13,489,513	(7,497,300)	976,540	22,668,173
(12) そ の 他	補正前	2,321,802	2,840,491	(5,993,300)	268,448	9,983,543
	補正			△ 3,300		△ 3,300
	補正後	2,321,802	2,840,491	(5,993,300)	268,448	9,980,243
合 計	補正前	29,928,722	30,623,985	(7,497,300)	2,253,671	39,708,526
	補正			△ 3,300		△ 3,300
	補正後	29,928,722	30,623,985	(7,497,300)	2,253,671	39,705,226

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

報告第13号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成30年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）

平成29年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340,867千円を減額し、歳入歳出それぞれ17,977,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 2,835,009	千円 109,112	千円 2,944,121
	1 国庫負担金	2,305,602	32,900	2,338,502
	2 国庫補助金	529,407	76,212	605,619
6 府支出金		1,289,548	△449,979	839,569
	1 府負担金	129,261	△24,071	105,190
	2 府補助金	1,160,287	△425,908	734,379
歳入合計		18,318,052	△340,867	17,977,185

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 予 備 費		千円 947,979	千円 △340,867	千円 607,112
	1 予 備 費	947,979	△340,867	607,112
歳 出 合 計		18,318,052	△340,867	17,977,185

平成29年度
(2017年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,427,653	0	3,427,653
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,835,009	109,112	2,944,121
4 療養給付費等交付金	45,332	0	45,332
5 前期高齢者交付金	4,155,264	0	4,155,264
6 府支出金	1,289,548	△449,979	839,569
7 共同事業交付金	3,690,190	0	3,690,190
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,551,728	0	1,551,728
10 諸収入	1,322,342	0	1,322,342
歳入合計	18,318,052	△340,867	17,977,185

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	235,497	0	235,497
2 保 険 給 付 費	9,464,754	0	9,464,754
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,718,314	0	1,718,314
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	6,274	0	6,274
5 老 人 保 健 拠 出 金	31	0	31
6 介 護 納 付 金	618,810	0	618,810
7 共 同 事 業 拠 出 金	3,799,373	0	3,799,373
8 保 健 事 業 費	120,881	0	120,881
9 基 金 積 立 金	1	0	1
10 諸 支 出 金	90,356	0	90,356
11 予 備 費	947,979	△340,867	607,112
12 繰 上 充 用 金	1,315,782	0	1,315,782
歳 出 合 計	18,318,052	△340,867	17,977,185

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△340,867
0	0	0	0
0	0	0	△340,867

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
3	国庫支出金	千円 2,835,009	千円 109,112	千円 2,944,121
	1 国庫負担金	2,305,602	32,900	2,338,502
	1 療養給付費等負担金	2,176,341	56,971	2,233,312
	2 高額医療費共同事業負担金	109,528	△22,229	87,299
	3 特定健康診査等負担金	19,733	△1,842	17,891
	2 国庫補助金	529,407	76,212	605,619
	1 財政調整交付金	483,152	76,212	559,364
6	府支出金	1,289,548	△449,979	839,569
	1 府負担金	129,261	△24,071	105,190
	1 高額医療費共同事業負担金	109,528	△22,229	87,299
	2 特定健康診査等負担金	19,733	△1,842	17,891
	2 府補助金	1,160,287	△425,908	734,379
	2 財政調整交付金	1,143,469	△425,908	717,561

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現年度分	56,971	1 現年度分 補正後 2,233,311,000円－補正前 2,176,340,000円	56,971
1 高額医療費 共同事業 負担金	△22,229	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 87,299,000円－補正前 109,528,000円	△22,229
1 特定健康診査等 負担金	△1,842	1 特定健康診査等負担金 補正後 17,891,000円－補正前 19,733,000円	△1,842
1 財政調整 交付金	76,212	1 財政調整交付金 補正後 559,364,000円－補正前 483,152,000円	76,212
1 高額医療費 共同事業 負担金	△22,229	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 87,299,000円－補正前 109,528,000円	△22,229
1 特定健康診査等 負担金	△1,842	1 特定健康診査等負担金 補正後 17,891,000円－補正前 19,733,000円	△1,842
1 財政調整 交付金	△425,908	1 財政調整交付金 補正後 717,561,000円－補正前 1,143,469,000円	△425,908

3 歳 出

(款) 11 予備費

(項) 1 予備費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
11	予	備 費	947,979	△340,867	607,112	一般財源	△340,867
	1	予 備 費	947,979	△340,867	607,112	一般財源	△340,867
		1 予 備 費	947,979	△340,867	607,112	一般財源	△340,867

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

報告第14号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成30年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度箕面市病院事業会計補正予算（第5号）（別紙）

（理由）

府補助金等の確定に伴い、平成29年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成29年度箕面市病院事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成29年度箕面市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,673,965 千円	△4,194 千円	8,669,771 千円
第2項 医業外収益	163,428 千円	△4,194 千円	159,234 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額56,164千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,164千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	110,900 千円	5,000 千円	115,900 千円
第2項 負担金	1,000 千円	5,000 千円	6,000 千円

平成30年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度（2017年度）箕面市病院事業会計補正予算（第5号）説明書

平成29年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第5号）

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業収益			8,673,965	△ 4,194	8,669,771	
	2 医業外収益		163,428	△ 4,194	159,234	
		4 府補助金		15,033	△ 4,194	10,839

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 資本的收入			110,900	5,000	115,900	
	2 負担金		1,000	5,000	6,000	
		1 他会計 負担金		1,000	5,000	6,000

平成29年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 790,578	△ 4,194	△ 794,772
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	△ 90,371	△ 4,194	△ 94,565
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
一般会計からの繰入金による収入	1,000	5,000	6,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 145,662	5,000	△ 140,662
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	89,998		89,998
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 146,035	806	△ 145,229
5. 資金期首残高	645,706		645,706
6. 資金期末残高	499,671	806	500,477

平成29年度（2017年度）箕面市病院事業会計補正予算（第5号）参考資料

実施計画内訳書

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節
1 病院事業収益			千円 8,673,965	千円 △ 4,194	千円 8,669,771	
	2 医業外収益		163,428	△ 4,194	159,234	
		4 府補助金		15,033	△ 4,194	10,839

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節
1 資本的收入			千円 110,900	千円 5,000	千円 115,900	
	2 負担金		1,000	5,000	6,000	
		1 他会計 負担金		1,000	5,000	6,000

金額	説明	
千円		千円
10,839	救急搬送患者受入促進補助金	3,612 4,194 減

金額	説明	
千円		千円
6,000	医療機器整備等負担金	6,000 5,000 増

第56号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成25年6月24日議決を経た「第72号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

「3 指定の期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで」を「3 指定の期間 平成25年10月1日から平成31年3月31日まで」に改める。

(提案理由)

現在の箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地の指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 5 7 号議案

大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を加えるとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することについて関係市町村と協議を行うため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものである。

別紙

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」に改める。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

第五十八号議案

箕面市税条例等改正の件

箕面市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年六月八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例等の一部を改正する条例

(箕面市税条例の一部改正)

第一条 箕面市税条例(昭和二十五年箕面市条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

第十四条の二中「扶養控除額を」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加える。

第十五条の二の二中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第十六条第一項中「の者」を「に掲げる者」に、「配偶者特別控除額」の下に「(所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第二項中「第二条第二項ただし書」を「第二条第四項ただし書」に改め、同条第五項中「、第一項」を「、同項」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第十七条の五の三中「(以下この章)」を「(次条第一項)」に改める。

第十七条の五の五第一項中「以下この章」を「次条第二項」に改め、同条第三項中「第十七条の五の五第一項」との下に「、」の特別徴収義

務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」とを加える。

第十九条の七第一項中「第二条第二項ただし書」を「第二条第四項ただし書」に改める。

第四十二条を第四十二条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(製造たばこの区分)

第四十二条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第四十三条の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第四十三条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三条第一項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した

特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者及びこれらに準ずる者として施行規則第八条の二の二で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。は、製造たばこことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばここととする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十二条の二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこを除く製造たばこの本数の算定については、法第四百六十七条第二項から第四項までの規定に定めるところにより紙巻たばこの本数に換算するものとする。

第四十四条第三項を削る。

第四十四条の二中「五千二百六十二円」を「五千六百九十二円」に改める。

第四十四条の三第三項中「第四十二条」を「第四十二条の二」に改める。

附則第二条第一項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

附則第四条の四第一項中「二分の一」を「三分の二」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第十五条第二項第七号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「二分の一」を「六分の五」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を

同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 法附則第十五条第三十二項第一号(同号ハに掲げる設備に限る。)に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則第四条の四第十三項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十二項を第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 法附則第十五条第四十七項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第四条の四中第十一項を第十五項とし、第十項を第十四項とし、同条第九項中「附則第十五条第三十二項第二号」を「附則第十五条第三十二項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「附則第十五条第三十二項第二号」を「附則第十五条第三十二項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「附則第十五条第三十二項第二号」を「附則第十五条第三十二項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

7 法附則第十五条第三十二項第一号(同号ニに掲げる設備に限る。)に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

8 法附則第十五条第三十二項第一号(同号ホに掲げる設備に限る。)に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

9 法附則第十五条第三十二項第二号(同号イに掲げる設備に限る。)に規定する条例で定める割合は、十二分の十一とする。

10 法附則第十五条第三十二項第二号(同号ロに掲げる設備に限る。)に規定する条例で定める割合は、十二分の七とする。

附則第五条の三の見出し中「平成二十八年度又は平成二十九年度」を「平成三十一年度又は平成三十二年度」に改め、同条第一項中「平成二

十八年度分又は平成二十九年度分」を「平成三十一年度分又は平成三十二年分」に改め、同条第二項中「平成二十八年度適用土地又は平成二十八年年度類似適用土地」を「平成三十一年度適用土地又は平成三十一年度類似適用土地」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改める。

附則第五条の三の三中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に、「附則第十二条第二十一項第一号ロ」を「附則第十二条第十二項第一号ロ」に改める。

附則第五条の四中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改める。

附則第五条の五中「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第八項各号」に改め、同条第四号中「附則第十二条第三十項」を「附則第十二条第二十一項」に改め、同条第六号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第二十二項」に改める。

附則第五条の五の二中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第九項各号」に改め、同条第五号中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改める。

附則第五条の六中「附則第七条第十一項各号」を「附則第七条第十項各号」に改める。

附則第五条の七中「附則第七条第十二項各号」を「附則第七条第十一項各号」に改め、同条第五号中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改める。

附則第五条の八中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改める。

附則第十三条第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、

「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 箕面市税条例の一部を次のように改正する。

附則第四条の四第十五項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改める。

第三条 箕面市税条例の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「五千六百九十二円」を「六千二百二十二円」に改める。

第四条 箕面市税条例の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「六千二百二十二円」を「六千五百五十二円」に改める。

(箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 箕面市税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年箕面市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「新条例」を「箕面市税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「新条例第四十二条第一項」を「箕面市税条例第四十条の二第二項」に改め、同条第十項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百六十二円」を「千六百九十二円」に改め、同条第十一項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第五項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中箕面市税条例第四十二条を第四十二条の二とし、第五章中同条の前に一条を加える改正規定、同条例第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同条例第四十四条から第四十四条の三までの改正規定並びに第五条並びに附則第四条及び第五条の規定 平成三十年十月

一日

二 第一条中箕面市税条例第十六条第一項の改正規定及び同条例附則第十三条第三項の改正規定並びに次条第一項の規定 平成三十一年一月

一日

三 第二条の規定 平成三十一年四月一日

四 第三条並びに附則第六条及び第七条の規定 平成三十二年十月一日

五 第一条中箕面市税条例第十三条の二、第十四条の二及び第十五条の

二の二の改正規定並びに同条例附則第二条第一項の改正規定並びに次条第二項の規定 平成三十三年一月一日

六 第四条並びに附則第八条及び第九条の規定 平成三十三年十月一日

七 第一条中箕面市税条例附則第四条の四第十二項を同条第十六項とし、同項の次に一項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市民税については、な

お従前の例による。

- 2 前条第五号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成三十二年分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の箕面市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成三十年以後の年度の固定資産税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「旧法」という。)附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第四条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第五条 平成三十年十月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定す

る売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。附則第七条第一項及び第九条第一項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年箕面市条例第二十九号）附則第五条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例第四十二条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。附則第七条第一項及び第九条第一項において「所得税法等改正法」という。）附則第五十条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）別記第二号様式による申告書を平成三十年十月三十一日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第七条 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。附則第九条第二項において「平成三十年改正規則」と

いう。) 別記第二号様式による申告書を平成三十一年十一月二日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第九条 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正規則別記第二号様式による申告書を平成三

十三年十一月一日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十九号議案

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例制定の件

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

平成三十年六月八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第四百十一条第八項、第四百二十二条第十一項及び第四百三十三条第十五項の規定に基づき、箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における法第四百十一条第一項第一号の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第四百二十二条第一項第六号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第四百三十三条第一項第五号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に必要なる事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第二条 箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、次項に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

2 前項の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、六万四千五百円に、その者につき法第八十条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日（第四条第二号ロにおいて「候補者届出日」という。）から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項又は第二百二十七条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第四条第二号ロにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第三条 前条第一項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、箕面市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）

第四条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が六万四千五百円を超える場合には、六万四千五百円）の合計金額

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該候補者につき候補者届出日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限

る。)

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において二人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第五条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第一号に定める契約と同条第二号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者は、次項に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、七円五十一銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第七条 前条第一項の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、

委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第八条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円五十一銭を超える場合には、七円五十一銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条第一項後段において準用する第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第九条 候補者は、次項に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、五百二十五円六銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の

数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第十条 前条第一項の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第十一条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、単価の限度額を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第九条第一項後段において準用する第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（箕面市行政手続条例の適用除外）

第十二条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、箕面市行政手続条例（平成九年箕面市条例第一号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。

（委任）

第十三条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 第六条から第八条までの規定（箕面市議会議員の選挙に係る部分に限る。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される箕面市議会議員の選挙について適用する。
（箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成五年箕面市条例第十六号）
- 二 箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成五年箕面市条例第十七号）
- 三 箕面市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成十九年箕面市条例第三十一号）

(経過措置)

- 4 施行日前にその期日が告示された選挙についてこの条例の施行の際現に前項第一号の規定による廃止前の箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定、同項第二号の規定による廃止前の箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定又は同項第三号の規定による廃止前の箕面市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定によつてした届出、手続その他の行為は、この条例

の相当の規定によつてした届出、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

公職選挙法の改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの公費負担について定めるとともに、選挙運動の公費負担に係る関係条例を統合するため、本条例を制定するものである。

第六十号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年六月八日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第五十八条第一項中「附則第九項」を「附則第十項」に改める。

第六十一条各号列記以外の部分中「附則第九項」を「附則第十項」に改め、「居宅訪問型保育事業を除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条第二号中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第八十二条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第七十一条第二項に次の一号を加える。

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第七十七条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第七十八条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第九項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第一百三十三条第三項第四号を次のように改める。

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条に規定する免許状を有する者

第一百三十三条第三項第五号中「卒業した者」の下に「当該学科又は当該

課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附則第一項中「施行の日」の下に「(以下「施行日」という。)」を加える。

附則第八項中「行う者」の下に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則中第二十項を削り、第十九項を第二十項とし、第十項から第十八項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第九項中「第六十一条本文」を「第六十一条第一項本文」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(家庭的保育事業等の食事の提供に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第七十七条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第七十条、第七十七条第四号(調理設備に係る部分に限る。)及び第七十八条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第五十七条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第六十五条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために

必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第二十二項中「昭和二十四年法律第四百十七号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第百十三条第三項第五号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第六十一号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例

改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年六月八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例

の一部を改正する条例

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「事業系一般廃棄物の処理について」を「次条第二項に規定する事業系一般廃棄物のほか」に改め、「当該」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（住宅宿泊事業等における一般廃棄物等の処理方法等）

第十九条の二 住宅宿泊事業者等（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者又は同条第七項に規定する住宅宿泊管理者をいう。以下同じ。）は、住宅宿泊事業（同条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）を営む住宅から排出される事業系廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬又は処分に際して、規則で定める専用の排出場所を設けなければならない。

2 住宅宿泊事業（規則で定める区域内の住宅で営むものに限る。）に伴う事業系一般廃棄物及び特定資源物（以下「民泊廃棄物等」という。）については、第六条の規定にかかわらず、市長が処理するものとする。

この場合において、住宅宿泊事業者等は、民泊廃棄物等を排出するとき
は、その都度市長に処理を申し込み、市長が定める袋（以下「民泊ごみ
袋」という。）を使用して、市長が定めた日に、前項に規定する専用の
排出場所に排出しなければならない。

3 前項後段に定めるもののほか、住宅宿泊事業者等は、民泊廃棄物等の
うち事業系一般廃棄物で民泊ごみ袋に収納できないものを排出するとき
は、同項後段に規定する申込みの際にその旨を伝え、市長が定めた日に
所定の場所に排出しなければならない。

4 民泊ごみ袋は、規則で定める民泊用ごみ袋及び民泊用資源ごみ袋とす
る。

5 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の用に供する各居室内外において、
規則で定めるところにより、ごみの処理に関する掲示物を掲示しなけれ
ばならない。

6 第一項及び前項の規定は、認定事業者（国家戦略特別区域法（平成二
十五年法律第七号）第十三条第四項に規定する認定事業者をいう。）
が行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（同条第一項に規定す
る国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業をいう。）について準用す
る。

第二十六条第一項中「（し尿を除く。）を」を「（し尿及び民泊廃棄物等
を除く。）を」に改める。

第二十九条の見出し中「指定ごみ袋及び処理券」を「指定ごみ袋等」に
改め、同条中「及び処理券」を「、処理券及び民泊ごみ袋」に改める。

別表第一の「一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の死体及び特定家庭用
機器を除く。）の部に次のように加える。

民泊ごみ袋に収納できないもの	民泊ごみ袋	
	民泊用資源ごみ袋	民泊用ごみ袋
容量一立方メートルまでごとに	三〇リットル袋一〇枚につき	二四、七〇〇円
	三〇リットル袋一〇枚につき	二四、七〇〇円
		二、四七〇円

別表第一備考中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 民泊廃棄物等である一般廃棄物のうち民泊ごみ袋に収納できないものの処理に係る手数料の納付は、民泊ごみ袋の使用をもって代えることができない。

附 則

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

(提案理由)

住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業等に係る事業系一般廃棄物の排出方法及び手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第六十二号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年六月八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「法人」の下に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第七条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者」を「介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」に改める。

第十八条中「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第四十八条第一項中「法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令

で定める者」を「介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」に改める。

第六十一条の九第四号、第六十一条の十第五項及び第六十一条の二十の三中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第六十三条第一項中「この条」を「この項」に改める。

第二百四条中「第六十一条の十三中」を「第六十一条の十三第三項中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第六十三号議案

箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例改正の件

箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年六月八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部を改正する条例

箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和六十年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 公共の場所 次のいずれかに掲げる場所をいう。

イ 国又は地方公共団体が公共の用に供する道路、公園及び広場

ロ イに掲げるもののほか、市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を含む。

第十一条第一項第二号において同じ。）が管理する庁舎、支所、図書館その他公用又は公共用に供する場所

第五条中「自転車等を適正に利用することにより市民の」を「自転車等の放置により公共の場所の機能を低下させ、又は」に改める。

第六条第一項中「利用者」を「の利用者」に改め、「設置に」の下に「努め、又は市が自転車等駐車を設置するときはその用地の提供に」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 鉄道事業者等は、鉄道及び路線バスの利用者による自転車等の放置の防止に努めるとともに、市が実施する自転車等駐車場の整備又は自転車

等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

第七条を次のように改める。

(駐車需要施設の設置者等の責務)

第七条 自転車等の駐車需要を生じさせる施設（以下「駐車需要施設」という。）の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、その施設の利用者による駐車需要に相当する規模の自転車等駐車場を設置するよう努めなければならない。

2 駐車需要施設の設置者等は、その施設の利用者による自転車等の放置の防止に努めるとともに、市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

市長は、自転車等の放置が著しく、又は著しくなるおそれがある公共の場所について、自転車等の放置による当該公共の場所の機能の低下を防止し、又は良好な生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該公共の場所の区域を自転車等の放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定したときは、告示するとともに、当該区域である旨の標示をしなければならない。

第九条第二項中「前条第二項」の下に「（解除にあつては、標示に係る部分を除く。）」を加える。

第十一条を次のように改める。

(放置に対する措置)

第十一条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該放置された自転車等をあらかじめ定めた場所に移動することができる。

一 放置禁止区域内に自転車等が放置されているとき。

二 放置禁止区域外の公共の場所（市が管理する公共の場所に限る。次号において同じ。）において、同一の場所に繰り返し自転車が放置され、又は同一の自転車利用者等が繰り返し自転車を放置しているとき。

三 前号に定めるもののほか、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、その放置により当該公共の場所の機能が低下し、又は周辺の生活環境が損なわれていると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により自転車等を移動するために必要な限度において、当該自転車等と周辺の工作物等をつないだ鎖等の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によつて生じた損害について賠償の責を負わない。

3 市長は、第一項第二号及び第三号の規定により自転車等を移動するときは、規則に定めるところにより自転車利用者等又は駐車需要施設の設置者等に対し警告するものとする。ただし、公共の場所の機能を確保するため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

4 市長は、駐車需要施設の利用者による自転車等の放置により公共の場所の機能が低下し、又は周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該駐車需要施設の設置者等に対し、その放置を是正するための措置を講じるよう指導し、又は当該駐車需要施設の設置者等がその利用者に対して前三項に規定する内容を周知するよう求めることができる。

第十二条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同項第一号中「六千八百十円」を「八千円」に改め、同項第二号中「三千八十円」を「四千円」に改め、同条第二項中「自転車等の移動の日」を「自転車等

を移動する日の前日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十三条の規定は、平成三十年十月一日以後に移動した自転車等に係る手数料について適用し、同日前に移動した自転車等に係る手数料については、なお従前の例による。

(箕面市立駐車場条例の一部改正)

3 箕面市立駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第十三条まで」の下に「（第十一条第三項及び第四項を除く。）」を加える。

(提案理由)

市内の放置自転車等に係る利用者等の責務、放置禁止区域の指定範囲及び放置に対する措置を見直し、並びに放置自転車等の保管等に係る手数料の額及び免除の基準を変更するため、本条例を改正するものである。

第64号議案

平成30年度箕面市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度箕面市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,909千円を追加し、歳入歳出それぞれ58,212,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		14,083,161	19,155	14,102,316
	1 国庫負担金	6,385,015	6,501	6,391,516
	2 国庫補助金	305,016	12,334	317,350
	4 国庫交付金	7,358,944	320	7,359,264
15 府支出金		5,404,175	2,197	5,406,372
	1 府負担金	2,385,070	△106	2,384,964
	2 府補助金	2,455,234	1,983	2,457,217
	4 府交付金	512,014	320	512,334
20 諸収入		1,393,183	11,557	1,404,740
	5 雑収入	600,294	11,557	611,851
歳入合計		58,180,000	32,909	58,212,909

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 460,303	千円 △4,500	千円 455,803
	1 議 会 費	460,303	△4,500	455,803
2 総 務 費		6,429,075	△43,146	6,385,929
	1 総 務 管 理 費	5,483,917	△25,545	5,458,372
	2 徴 税 費	391,534	△5,696	385,838
	3 戸籍住民基本台帳費	423,363	△17,579	405,784
	4 選 挙 費	78,591	544	79,135
	5 統 計 調 査 費	27,293	5,169	32,462
	6 監 査 委 員 費	24,377	△39	24,338
3 民 生 費		20,589,879	40,267	20,630,146
	1 社 会 福 祉 費	4,745,086	39,771	4,784,857
	2 児 童 福 祉 費	9,146,832	11,465	9,158,297
	3 生 活 保 護 費	2,478,333	31,556	2,509,889
	5 介 護 保 険 費	1,551,476	△36,955	1,514,521
	6 後期高齢者医療費	1,518,274	△5,570	1,512,704
	4 衛 生 費		3,321,135	△33,214
	1 保 健 衛 生 費	1,248,973	△22,227	1,226,746
	2 清 掃 費	1,920,262	△10,987	1,909,275
5 労 働 費		61,312	2,550	63,862
	1 労 働 諸 費	61,312	2,550	63,862
6 農 林 水 産 業 費		97,387	28,220	125,607
	1 農 業 費	82,452	28,220	110,672
7 商 工 費		145,712	13,404	159,116
	1 商 工 費	123,979	10,620	134,599
	3 観 光 費	8,075	2,784	10,859
8 土 木 費		15,231,883	△12,415	15,219,468
	1 土 木 管 理 費	799,720	△12,415	787,305
9 消 防 費		1,572,087	18,803	1,590,890
	1 消 防 費	1,572,087	18,803	1,590,890
10 教 育 費		6,654,838	3,297	6,658,135
	1 教 育 総 務 費	1,917,085	△19,467	1,897,618
	2 小 学 校 費	1,519,273	6,180	1,525,453
	3 中 学 校 費	816,509	228	816,737

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	351,005	△3,542	347,463
	5 社会教育費	884,306	19,898	904,204
13 諸支出金		921,592	11,557	933,149
	1 諸費	750	11,557	12,307
14 予備費		50,000	8,086	58,086
	1 予備費	50,000	8,086	58,086
歳出合計		58,180,000	32,909	58,212,909

平成30年度
(2018年度)

箕面市一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,799,000	0	23,799,000
2 地 方 譲 与 税	258,000	0	258,000
3 利 子 割 交 付 金	69,000	0	69,000
4 配 当 割 交 付 金	145,000	0	145,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,150,000	0	2,150,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	127,000	0	127,000
9 地 方 特 例 交 付 金	124,000	0	124,000
10 地 方 交 付 税	820,000	0	820,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分担金及び負担金	1,254,134	0	1,254,134
13 使用料及び手数料	658,450	0	658,450
14 国 庫 支 出 金	14,083,161	19,155	14,102,316
15 府 支 出 金	5,404,175	2,197	5,406,372
16 財 産 収 入	155,971	0	155,971
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	1,858,525	0	1,858,525
19 繰 越 金	1,000	0	1,000
20 諸 収 入	1,393,183	11,557	1,404,740
21 市 債	5,756,400	0	5,756,400
歳 入 合 計	58,180,000	32,909	58,212,909

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	460,303	△4,500	455,803
2 総 務 費	6,429,075	△43,146	6,385,929
3 民 生 費	20,589,879	40,267	20,630,146
4 衛 生 費	3,321,135	△33,214	3,287,921
5 労 働 費	61,312	2,550	63,862
6 農 林 水 産 業 費	97,387	28,220	125,607
7 商 工 費	145,712	13,404	159,116
8 土 木 費	15,231,883	△12,415	15,219,468
9 消 防 費	1,572,087	18,803	1,590,890
10 教 育 費	6,654,838	3,297	6,658,135
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	2,624,797	0	2,624,797
13 諸 支 出 金	921,592	11,557	933,149
14 予 備 費	50,000	8,086	58,086
歳 出 合 計	58,180,000	32,909	58,212,909

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△4,500
0	0	0	△43,146
19,369	0	0	20,898
266	0	0	△33,480
0	0	0	2,550
0	0	0	28,220
1,717	0	0	11,687
0	0	0	△12,415
0	0	0	18,803
0	0	0	3,297
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	11,557	0
0	0	0	8,086
21,352	0	11,557	0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
14	国 庫 支 出 金	千円 14,083,161	千円 19,155	千円 14,102,316
	1 国 庫 負 担 金	6,385,015	6,501	6,391,516
	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	6,315,544	6,501	6,322,045
	2 国 庫 補 助 金	305,016	12,334	317,350
	2 民 生 費 国 庫 補 助 金	151,551	12,334	163,885
	4 国 庫 交 付 金	7,358,944	320	7,359,264
	1 民 生 費 国 庫 交 付 金	642,267	320	642,587
15	府 支 出 金	5,404,175	2,197	5,406,372
	1 府 負 担 金	2,385,070	△106	2,384,964
	1 民 生 費 府 負 担 金	2,385,070	△106	2,384,964
	2 府 補 助 金	2,455,234	1,983	2,457,217
	3 衛 生 費 府 補 助 金	4,621	266	4,887
	8 商 工 費 府 補 助 金	0	1,717	1,717
	4 府 交 付 金	512,014	320	512,334
	2 民 生 費 府 交 付 金	259,911	320	260,231
20	諸 収 入	1,393,183	11,557	1,404,740
	5 雑 入	600,294	11,557	611,851
	3 雑 入	356,804	11,557	368,361

節		金額 千円	説明	千円
区分				
3 生活保護費負担金	6,713	3 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 補正後 18,420,000円－補正前 11,707,000円	6,713	
5 介護保険費負担金	△212	1 低所得者保険料軽減負担金 補正後 10,058,000円－補正前 10,270,000円	△212	
3 生活保護費補助金	12,334	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 34,459,000円－補正前 22,125,000円	12,334	
2 児童福祉費交付金	320	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 143,346,000円－補正前 143,026,000円	320	
5 介護保険費負担金	△106	1 低所得者保険料軽減負担金 補正後 5,029,000円－補正前 5,135,000円	△106	
1 保健衛生費補助金	266	16 造血細胞移植後定期接種ワクチン再接種費用補助金 $266 \times 10 / 10 = 266$	266	
1 観光費補助金	1,717	1 Osaka Free Wi-Fi設置促進事業補助金 $2,576 \times 2 / 3 = 1,717$	1,717	
2 児童福祉費交付金	320	3 子ども・子育て支援交付金 補正後 143,346,000円－補正前 143,026,000円	320	
2 雑入	11,557	49 地域密着型サービス拠点整備費補助金返還金	11,557	

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出
 (款) 1 議会費
 (項) 1 議会費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
1	議	会 費	460,303	△4,500	455,803	一般財源	△4,500
1	議	会 費	460,303	△4,500	455,803	一般財源	△4,500
1	議	会 費	460,303	△4,500	455,803	一般財源	△4,500
2	総	務 費	6,429,075	△43,146	6,385,929	一般財源	△43,146
1	総	務 管 理 費	5,483,917	△25,545	5,458,372	一般財源	△25,545
1	一	般 管 理 費	1,781,561	△43,353	1,738,208	一般財源	△43,353
15	自	治 振 興 費	35,905	693	36,598	一般財源	693
16	防	災 対 策 費	71,197	17,435	88,632	一般財源	17,435

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	△1,882	1 人件費（議会費）【人事室】	△4,500
3 職員手当等	△2,008	2 給 料	△1,882
4 共 済 費	△610	2 一般職給	△1,882
		一般職給	△1,882
		3 職員手当等	△2,008
		2 扶養手当	△80
		3 管理職手当	△720
		4 地域手当	△334
		5 通勤手当	80
		9 時間外及び休日勤務手当	386
		11 期末勤勉手当	△1,340
		4 共 済 費	△610
		3 職員共済組合負担金	△612
		7 社会保険料	2
2 給 料	△28,436	2 人件費（一般管理費）【人事室】	△43,353
3 職員手当等	△4,218	2 給 料	△28,436
4 共 済 費	△10,699	2 一般職給	△28,436
		一般職給	△28,436
		3 職員手当等	△4,218
		2 扶養手当	△2,573
		3 管理職手当	9,375
		4 地域手当	△1,926
		5 通勤手当	△2,722
		10 住居手当	△2,864
		11 期末勤勉手当	△2,081
		14 児童手当	△2,339
		15 単身赴任手当	912
		4 共 済 費	△10,699
		3 職員共済組合負担金	△10,699
19 負担金補助及び交付金	693	51 地域集会施設整備補助事業【市民サービス政策室】	693
		19 負担金補助及び交付金	693
		2 補 助 金	693
		地域集会施設整備費補助金	693
13 委 託 料	17,435	52 防災システム等管理運用事業（臨時）【市民安全政策室】	844
		13 委 託 料	844
		1 委 託 料	844
		戸別受信機設置委託	844

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	1	16 [防 災 対 策 費]	千円	千円	千円	千円
		32 競 艇 事 業 費	680	△320	360	一般財源 △320
	2	徴 税 費	391,534	△5,696	385,838	一般財源 △5,696
		1 徴 税 総 務 費	310,181	△5,696	304,485	一般財源 △5,696
	3	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	423,363	△17,579	405,784	一般財源 △17,579
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	423,363	△17,579	405,784	一般財源 △17,579
	4	選 挙 費	78,591	544	79,135	一般財源 544
		1 選 挙 管 理 委 員 会 費	40,317	544	40,861	一般財源 544

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		61 土砂災害対策推進事業【水防・土砂災害対策推進室】 16,591
		13 委託料 16,591
		1 委託料 16,591
		詳細設計等業務委託 16,591
19 負担金補助及び交付金	△320	1 競艇事業会計繰出事業（経常）【競艇事業局】 △320
		19 負担金補助及び交付金 △320
		1 負担金 △320
		児童手当負担金 △320
2 給料	△2,834	1 人件費（徴税総務費）【人事室】 △5,696
		2 給料 △2,834
3 職員手当等	△2,357	2 一般職給 △2,834
		一般職給 △2,834
4 共済費	△505	3 職員手当等 △2,357
		2 扶養手当 480
		3 管理職手当 240
		4 地域手当 △266
		9 時間外及び休日勤務手当 △1,989
		11 期末勤勉手当 △1,022
		14 児童手当 200
		4 共済費 △505
		3 職員共済組合負担金 △505
2 給料	△8,211	1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】 △17,579
		2 給料 △8,211
3 職員手当等	△7,238	2 一般職給 △8,211
		一般職給 △8,211
4 共済費	△2,130	3 職員手当等 △7,238
		2 扶養手当 △476
		3 管理職手当 △2,280
		4 地域手当 △1,340
		5 通勤手当 1,295
		9 時間外及び休日勤務手当 266
		11 期末勤勉手当 △4,863
		14 児童手当 160
		4 共済費 △2,130
		3 職員共済組合負担金 △2,138
		7 社会保険料 8
2 給料	86	1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】 544
		2 給料 86
3 職員手当等	410	2 一般職給 86
		一般職給 86

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	千円
2	4	1 [選挙管理 委員会費]					
	5	統計調査費	27,293	5,169	32,462	一般財源	5,169
		1 統計調査総務費	20,507	5,169	25,676	一般財源	5,169
	6	監査委員費	24,377	△39	24,338	一般財源	△39
		1 監査委員費	24,377	△39	24,338	一般財源	△39
3	民	生 費	20,589,879	40,267	20,630,146	国庫支出金	19,155
						府支出金	214
						一般財源	20,898
	1	社会福祉費	4,745,086	39,771	4,784,857	一般財源	39,771
		1 社会福祉総務費	909,650	39,771	949,421	一般財源	39,771

節		金額	説明	金額
区分	千円			
4 共 済 費	48		3 職員手当等	410
			2 扶養手当	120
			4 地域手当	25
			11 期末勤勉手当	85
			14 児童手当	180
			4 共 済 費	48
			3 職員共済組合負担金	48
2 給 料	3,064		1 人件費（統計調査総務費）【人事室】	5,169
3 職員手当等	1,185		2 給 料	3,064
4 共 済 費	920		2 一般職給	3,064
			一般職給	3,064
			3 職員手当等	1,185
			4 地域手当	352
			5 通勤手当	223
			9 時間外及び休日勤務手当	△19
			11 期末勤勉手当	629
			4 共 済 費	920
			3 職員共済組合負担金	920
2 給 料	△36		1 人件費（監査委員費）【人事室】	△39
3 職員手当等	△4		2 給 料	△36
4 共 済 費	1		2 一般職給	△36
			一般職給	△36
			3 職員手当等	△4
			4 地域手当	△4
			4 共 済 費	1
			3 職員共済組合負担金	1
2 給 料	16,459		1 人件費（社会福祉総務費）【人事室】	39,771
3 職員手当等	16,707		2 給 料	16,459
4 共 済 費	6,605		2 一般職給	16,459
			一般職給	16,459
			3 職員手当等	16,707
			2 扶養手当	780
			3 管理職手当	5,160
			4 地域手当	2,688
			5 通勤手当	697
			9 時間外及び休日勤務手当	2,104
			11 期末勤勉手当	4,918

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目				
3	1	1 [社会福祉総務費]	千円	千円	千円	千円
	2	児 童 福 祉 費	9,146,832	11,465	9,158,297	国庫支出金 320 府支出金 320 一般財源 10,825
		1 児童福祉総務費	3,668,959	2,737	3,671,696	国庫支出金 320 府支出金 320 一般財源 2,097
	3	保 育 所 費	786,984	8,728	795,712	一般財源 8,728
	3	生 活 保 護 費	2,478,333	31,556	2,509,889	国庫支出金 19,047 一般財源 12,509
		1 生活保護総務費	130,781	31,556	162,337	国庫支出金 19,047 一般財源 12,509

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		14 児童手当	360
		4 共済費	6,605
		3 職員共済組合負担金	6,605
1 報酬	200	6 要保護児童対策事業【児童相談支援センター】	962
11 需用費	1,191	11 需用費	962
12 役務費	395	4 印刷製本費	962
18 備品購入費	951	啓発ポスター他	962
		62 病児・病後児保育室準備事業【幼児教育保育室】	1,775
		1 報酬	200
		3 非常勤職員報酬	200
		病児保育相談医	200
		11 需用費	229
		1 消耗品費	204
		9 医薬材料費	25
		12 役務費	395
		3 手数料	395
		18 備品購入費	951
		1 庁用器具費	951
		施設管理用	951
2 給料	4,166	1 人件費（保育所費）【人事室】	8,728
3 職員手当等	2,220	2 給料	4,166
4 共済費	2,342	2 一般職給	4,166
		一般職給	4,166
		3 職員手当等	2,220
		2 扶養手当	△278
		3 管理職手当	1,800
		4 地域手当	671
		10 住居手当	△124
		11 期末勤勉手当	151
		4 共済費	2,342
		3 職員共済組合負担金	2,319
		7 社会保険料	23
2 給料	889	1 人件費（生活保護総務費）【人事室】	2,606
3 職員手当等	1,331	2 給料	889
4 共済費	386	2 一般職給	889
		一般職給	889
13 委託料	28,950	3 職員手当等	1,331
		2 扶養手当	198
		3 管理職手当	540
		4 地域手当	171

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	3	1 [生活保護総務費]	千円	千円	千円	千円
	5	介護保険費	1,551,476	△36,955	1,514,521	国庫支出金 △212 府支出金 △106 一般財源 △36,637
		1 介護保険費	1,551,476	△36,955	1,514,521	国庫支出金 △212 府支出金 △106 一般財源 △36,637
	6	後期高齢者医療費	1,518,274	△5,570	1,512,704	一般財源 △5,570
		1 後期高齢者 医 療 費	1,518,274	△5,570	1,512,704	一般財源 △5,570
4		衛 生 費	3,321,135	△33,214	3,287,921	府支出金 266 一般財源 △33,480
	1	保 健 衛 生 費	1,248,973	△22,227	1,226,746	府支出金 266 一般財源 △22,493
		1 保健衛生総務費	241,228	△22,493	218,735	一般財源 △22,493

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		5 通勤手当	137
		11 期末勤勉手当	165
		14 児童手当	120
		4 共 済 費	386
		3 職員共済組合負担金	383
		7 社会保険料	3
		3 生活困窮者自立支援事業【生活援護室】	28,950
		13 委 託 料	28,950
		1 委 託 料	28,950
		生活困窮者自立支援業務委託	28,950
28 繰 出 金	△36,955	1 特別会計介護保険事業費繰出金（經常）【介護・医療・年金室】	△36,955
		28 繰 出 金	△36,955
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	△36,955
		介護給付費繰出	△11,647
		職員給与費等繰出	△28,349
		地域支援事業費繰出	3,465
		低所得者保険料軽減繰出	△424
28 繰 出 金	△5,570	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】	△5,570
		28 繰 出 金	△5,570
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金	△5,570
		職員給与費等繰出	△5,570
2 給 料	△11,928	1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】	△22,493
		2 給 料	△11,928
		2 一般職給	△11,928
		一般職給	△11,928
3 職員手当等	△8,033	3 職員手当等	△8,033
		2 扶養手当	△328
		3 管理職手当	△660
		4 地域手当	△1,556
		5 通勤手当	118
		9 時間外及び休日勤務手当	△337
		11 期末勤勉手当	△5,270
		4 共 済 費	△2,532
		3 職員共済組合負担金	△1,398
		7 社会保険料	△698
		11 協会けんぽ負担金	△436

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目					
4	1	2 予 防 費	千円 813,041	千円 266	千円 813,307	府支出金	千円 266
		2 清 掃 費	1,920,262	△10,987	1,909,275	一般財源	△10,987
		1 清 掃 総 務 費	664,691	△10,987	653,704	一般財源	△10,987
5		勞 働 費	61,312	2,550	63,862	一般財源	2,550
		1 勞 働 諸 費	61,312	2,550	63,862	一般財源	2,550
		1 勞 働 対 策 費	24,106	2,550	26,656	一般財源	2,550
6		農 林 水 産 業 費	97,387	28,220	125,607	一般財源	28,220
		1 農 業 費	82,452	28,220	110,672	一般財源	28,220

節		金額	説明	金額
区分	千円			
20 扶助費	266	266	25 予防接種事業(子ども)(扶助費)【子どもすこやか室】	266
			20 扶助費	266
			1 扶助費	266
			造血細胞移植後予防接種自己負担助成費	266
2 給料	△9,130		1 人件費(清掃総務費)【人事室】	△11,312
3 職員手当等	△303		2 給料	△9,130
4 共済費	△1,879		2 一般職給	△9,130
11 需用費	325		一般職給	△9,130
			3 職員手当等	△303
			2 扶養手当	△62
			3 管理職手当	1,800
			4 地域手当	△899
			5 通勤手当	△167
			9 時間外及び休日勤務手当	△160
			10 住居手当	△348
			11 期末勤勉手当	△647
			14 児童手当	180
			4 共済費	△1,879
			3 職員共済組合負担金	△1,568
			7 社会保険料	△210
			11 協会けんぽ負担金	△101
			13 指定ごみ袋配布事業【環境整備室】	325
			11 需用費	325
			1 消耗品費	325
2 給料	1,328		1 人件費(労働対策費)【人事室】	2,550
3 職員手当等	843		2 給料	1,328
4 共済費	379		2 一般職給	1,328
			一般職給	1,328
			3 職員手当等	843
			4 地域手当	160
			5 通勤手当	△119
			9 時間外及び休日勤務手当	258
			11 期末勤勉手当	544
			4 共済費	379
			3 職員共済組合負担金	379

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	千円
6	1	1 農業委員会費	25,995	13,266	39,261	一般財源	13,266
		2 農業総務費	22,258	14,954	37,212	一般財源	14,954
7		商 工 費	145,712	13,404	159,116	府支出金	1,717
						一般財源	11,687
	1	商 工 費	123,979	10,620	134,599	一般財源	10,620
		1 商工総務費	65,550	10,620	76,170	一般財源	10,620
	3	観 光 費	8,075	2,784	10,859	府支出金	1,717
						一般財源	1,067
		1 観光事業費	8,075	2,784	10,859	府支出金	1,717
						一般財源	1,067

節		金額	説明	千円
区分	金額			
2 給料	6,765	1 人件費（農業委員会費）【人事室】	13,266	千円
3 職員手当等	4,298	2 給料	6,765	
4 共済費	2,203	2 一般職給	6,765	
		一般職給	6,765	
		3 職員手当等	4,298	
		2 扶養手当	498	
		3 管理職手当	540	
		4 地域手当	913	
		5 通勤手当	58	
		11 期末勤勉手当	2,109	
		14 児童手当	180	
		4 共済費	2,203	
		3 職員共済組合負担金	2,203	
2 給料	5,796	1 人件費（農業総務費）【人事室】	14,954	
3 職員手当等	6,707	2 給料	5,796	
4 共済費	2,451	2 一般職給	5,796	
		一般職給	5,796	
		3 職員手当等	6,707	
		2 扶養手当	516	
		3 管理職手当	1,260	
		4 地域手当	885	
		5 通勤手当	219	
		11 期末勤勉手当	3,347	
		14 児童手当	480	
		4 共済費	2,451	
		3 職員共済組合負担金	2,451	
2 給料	6,190	1 人件費（商工総務費）【人事室】	10,620	
3 職員手当等	3,664	2 給料	6,190	
4 共済費	766	2 一般職給	6,190	
		一般職給	6,190	
		3 職員手当等	3,664	
		2 扶養手当	60	
		3 管理職手当	900	
		4 地域手当	858	
		9 時間外及び休日勤務手当	358	
		11 期末勤勉手当	1,488	
		4 共済費	766	
		3 職員共済組合負担金	766	
12 役務費	248	52 滝道Wi-Fi環境整備事業【箕面営業室】	2,784	
		12 役務費	248	

(款) 7 商工費

(項) 3 観光費

(款) 7 商工費

(項) 3 観光費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	千円
7	3	1 [観光事業費]					
8	土	木 費	15,231,883	△12,415	15,219,468	一般財源	△12,415
	1	土 木 管 理 費	799,720	△12,415	787,305	一般財源	△12,415
		1 土 木 総 務 費	781,263	△12,415	768,848	一般財源	△12,415
9	消	防 費	1,572,087	18,803	1,590,890	一般財源	18,803
	1	消 防 費	1,572,087	18,803	1,590,890	一般財源	18,803
		1 常 備 消 防 費	1,446,380	18,803	1,465,183	一般財源	18,803

節		金額	説明	千円
区分	金額			
13 委託料	2,536		1 通信運搬費 13 委託料	248 2,536
			1 委託料 箕面公園滝道Wi-Fi環境整備委託	2,536 2,536
2 給料	△4,921		1 人件費(土木総務費)【人事室】	△12,415
3 職員手当等	△5,432		2 給料	△4,921
4 共済費	△2,062		2 一般職給 一般職給	△4,921 △4,921
			3 職員手当等	△5,432
			3 管理職手当	△1,425
			4 地域手当	△980
			5 通勤手当	1,454
			9 時間外及び休日勤務手当	172
			11 期末勤勉手当	△4,503
			14 児童手当	△150
			4 共済費	△2,062
			3 職員共済組合負担金	△2,070
			7 社会保険料	8
2 給料	4,625		1 人件費(常備消防費)【人事室】	15,882
3 職員手当等	8,303		2 給料	4,625
4 共済費	2,954		2 一般職給 一般職給	4,625 4,625
13 委託料	2,921		3 職員手当等	8,303
			3 管理職手当	6,135
			4 地域手当	1,209
			5 通勤手当	△294
			10 住居手当	△810
			11 期末勤勉手当	2,003
			14 児童手当	60
			4 共済費	2,954
			3 職員共済組合負担金	2,470
			7 社会保険料	303
			11 協会けんぽ負担金	181
			69 常備消防通信事業(臨時)【通信指令室】	2,921
			13 委託料	2,921
			1 委託料 指令回線設備改修委託	2,921 2,921

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	千円
10	教	育 費	6,654,838	3,297	6,658,135	一般財源	3,297
	1	教 育 総 務 費	1,917,085	△19,467	1,897,618	一般財源	△19,467
		2 事 務 局 費	907,977	△19,467	888,510	一般財源	△19,467
	2	小 学 校 費	1,519,273	6,180	1,525,453	一般財源	6,180
		1 学 校 管 理 費	1,152,979	6,180	1,159,159	一般財源	6,180
	3	中 学 校 費	816,509	228	816,737	一般財源	228
		1 学 校 管 理 費	549,073	228	549,301	一般財源	228

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	△7,655	1 人件費(事務局費)【人事室】	△19,467
3 職員手当等	△6,061	2 給 料	△7,655
4 共 済 費	△5,751	2 一般職給	△7,655
		一般職給	△7,655
		3 職員手当等	△6,061
		2 扶養手当	96
		3 管理職手当	△912
		4 地域手当	△1,016
		5 通勤手当	30
		9 時間外及び休日勤務手当	1,986
		10 住居手当	636
		11 期末勤勉手当	△6,621
		14 児童手当	△260
		4 共 済 費	△5,751
		3 職員共済組合負担金	△1,167
		7 社会保険料	△2,495
		11 協会けんぽ負担金	△2,089
2 給 料	3,938	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】	6,180
3 職員手当等	1,615	2 給 料	3,938
4 共 済 費	627	2 一般職給	3,938
		一般職給	3,938
		3 職員手当等	1,615
		2 扶養手当	258
		3 管理職手当	480
		4 地域手当	561
		11 期末勤勉手当	316
		4 共 済 費	627
		3 職員共済組合負担金	50
		7 社会保険料	390
		11 協会けんぽ負担金	187
2 給 料	135	1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】	228
3 職員手当等	72	2 給 料	135
4 共 済 費	21	2 一般職給	135
		一般職給	135
		3 職員手当等	72
		4 地域手当	16
		11 期末勤勉手当	56
		4 共 済 費	21

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	千円
10	3	1 [学校管理費]					
	4	幼稚園費	351,005	△3,542	347,463	一般財源	△3,542
		1 幼稚園費	239,633	△3,542	236,091	一般財源	△3,542
	5	社会教育費	884,306	19,898	904,204	一般財源	19,898
		1 社会教育総務費	451,386	19,898	471,284	一般財源	19,898
13		諸 支 出 金	921,592	11,557	933,149	諸収入	11,557
	1	諸 費	750	11,557	12,307	諸収入	11,557
		2 諸 費	0	11,557	11,557	諸収入	11,557
14		予 備 費	50,000	8,086	58,086	一般財源	8,086

節		金額	説明	千円
区分	金額			
			3 職員共済組合負担金	8
			7 社会保険料	13
2 給料	△2,321	1 人件費(幼稚園費)【人事室】		△3,542
		2 給料		△2,321
3 職員手当等	△992	2 一般職給		△2,321
		一般職給	△2,321	
4 共済費	△229	3 職員手当等		△992
		3 管理職手当		180
		4 地域手当		△269
		11 期末勤勉手当		△903
		4 共済費		△229
		3 職員共済組合負担金		310
		7 社会保険料		△330
		11 協会けんぽ負担金		△209
2 給料	9,043	1 人件費(社会教育総務費)【人事室】		19,898
		2 給料		9,043
3 職員手当等	5,849	2 一般職給		9,043
		一般職給	9,043	
4 共済費	5,006	3 職員手当等		5,849
		2 扶養手当		647
		3 管理職手当		900
		4 地域手当		1,271
		5 通勤手当		771
		9 時間外及び休日勤務手当		199
		10 住居手当		54
		11 期末勤勉手当		2,007
		4 共済費		5,006
		3 職員共済組合負担金		4,882
		7 社会保険料		88
		11 協会けんぽ負担金		36
23 償還金利息及び割引料	11,557	50 府交付金返還事業【広域福祉課】		11,557
		23 償還金利息及び割引料		11,557
		1 償還金		11,557
		平成22年度介護基盤緊急整備等臨時特例 交付金返還金	11,557	

(款) 14 予備費
(項)

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
14	1	予 備 費	50,000	8,086	58,086	一般財源	8,086
		1 予 備 費	50,000	8,086	58,086	一般財源	8,086

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

(款) 14 予備費
(項) 1 予備費

給 与 費

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)
補正後	長 等	4		39,600	19,294 4.35
	議 員	23	170,286		74,072 4.35
	その他の 特別職	1,563	457,072		
	計	1,590	627,358	39,600	93,366
補正前	長 等	4		39,600	19,294 4.35
	議 員	23	170,286		74,072 4.35
	その他の 特別職	1,562	456,872		
	計	1,589	627,158	39,600	93,366
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特別職	1	200		
	計	1	200		

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
4,753	120	63,767	10,481	74,248	
		244,358	64,613	308,971	
		457,072	63,786	520,858	
4,753	120	765,197	138,880	904,077	
4,753	120	63,767	10,481	74,248	
		244,358	64,613	308,971	
		456,872	63,786	520,658	
4,753	120	764,997	138,880	903,877	
		200		200	
		200		200	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与														
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)												
補正後	(183) 924		3,803,551	3,721,848												
補正前	(190) 930		3,818,421	3,704,461												
比 較	(△ 7) △ 6		△ 14,870	17,387												
職員手当 の 内 訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶 養 手 当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td>104,080</td> <td>324,708</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td>104,224</td> <td>301,395</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>△ 144</td> <td>23,313</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	補 正 後	104,080	324,708	補 正 前	104,224	301,395	比 較	△ 144	23,313
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)													
	補 正 後	104,080	324,708													
	補 正 前	104,224	301,395													
	比 較	△ 144	23,313													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住 居 手 当 (千円)</th> <th>期 末 勤 勉 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td>54,077</td> <td>1,645,283</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td>57,533</td> <td>1,654,715</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>△ 3,456</td> <td>△ 9,432</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	補 正 後	54,077	1,645,283	補 正 前	57,533	1,654,715	比 較	△ 3,456	△ 9,432
	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)													
	補 正 後	54,077	1,645,283													
	補 正 前	57,533	1,654,715													
	比 較	△ 3,456	△ 9,432													

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,525,399	1,425,282	8,950,681	
7,522,882	1,426,970	8,949,852	
2,517	△ 1,688	829	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
508,937	79,082	2,981	268,814
507,747	77,302	2,981	265,590
1,190	1,780		3,224

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
731,222	2,664
731,222	1,752
	912

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 14,870	1 その他の増減分	△ 14,870
職 員 手 当	17,387	1 その他の増減分	17,387

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

説 明	備 考		
新陳代謝に係る減分 △ 17,369 千円 所属会計変更等に係る減分 △ 7,770 千円 昇任等に係る増加分 23,111 千円 育児休業等に係る減分 △ 12,842 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 職 員 数 補正後 924(183)人 ()人 924(183)人 補正前 930(190)人 ()人 930(190)人 比 較 △ 6(△ 7)人 ()人 △ 6(△ 7)人		
	扶養手当 管理職手当 地域手当 通勤手当 時間外及び休日勤務手当 住居手当 期末勤勉手当 単身赴任手当	△ 144 千円 23,313 千円 1,190 千円 1,780 千円 3,224 千円 △ 3,456 千円 △ 9,432 千円 912 千円	

第65号議案

平成30年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）

平成30年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,511千円を減額し、歳入歳出それぞれ10,082,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保 険 料		2,444,026	△28,083	2,415,943
	1 介 護 保 険 料	2,444,026	△28,083	2,415,943
3 国 庫 支 出 金		2,145,677	△16,044	2,129,633
	1 国 庫 負 担 金	1,698,202	△20,282	1,677,920
	2 国 庫 補 助 金	447,475	4,238	451,713
4 支 払 基 金 交 付 金		2,612,678	△25,157	2,587,521
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,612,678	△25,157	2,587,521
5 府 支 出 金		1,411,429	△6,536	1,404,893
	1 府 負 担 金	1,317,588	△10,001	1,307,587
	2 府 補 助 金	93,841	3,465	97,306
7 繰 入 金		1,571,676	△27,702	1,543,974
	1 他 会 計 繰 入 金	1,551,302	△36,955	1,514,347
	2 基 金 繰 入 金	20,374	9,253	29,627
9 諸 収 入		129	11	140
	3 雑 入	127	11	138
歳 入 合 計		10,185,888	△103,511	10,082,377

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 275,401	千円 △28,338	千円 247,063
	1 総務管理費	187,475	△28,338	159,137
2 保険給付費		9,279,357	△93,173	9,186,184
	1 介護サービス等諸費	8,582,934	△130,033	8,452,901
	2 介護予防サービス等諸費	223,897	13,220	237,117
	3 高額介護サービス等費	226,246	14,727	240,973
	4 特定入所者介護サービス等費	205,581	5,861	211,442
	5 高額医療合算介護サービス等費	33,754	2,755	36,509
	6 その他諸費	6,945	297	7,242
3 地域支援事業費		626,783	18,000	644,783
	3 包括的支援事業費及び任意事業費	229,551	18,000	247,551
歳出合計		10,185,888	△103,511	10,082,377

平成30年度
(2018年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,444,026	△28,083	2,415,943
2 使用料及び手数料	271	0	271
3 国庫支出金	2,145,677	△16,044	2,129,633
4 支払基金交付金	2,612,678	△25,157	2,587,521
5 府支出金	1,411,429	△6,536	1,404,893
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,571,676	△27,702	1,543,974
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	129	11	140
歳入合計	10,185,888	△103,511	10,082,377

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	275,401	△28,338	247,063
2 保険給付費	9,279,357	△93,173	9,186,184
3 地域支援事業費	626,783	18,000	644,783
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	2,346	0	2,346
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	10,185,888	△103,511	10,082,377

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 11	千円 △28,349
△32,975	0	△48,127	△12,071
10,395	0	4,140	3,465
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
△22,580	0	△43,976	△36,955

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
1	保 險 料	千円 2,444,026	千円 △28,083	千円 2,415,943
	1 介 護 保 險 料	2,444,026	△28,083	2,415,943
	1 第 一 号 被 保 険 者 保 険 料	2,444,026	△28,083	2,415,943
3	国 庫 支 出 金	2,145,677	△16,044	2,129,633
	1 国 庫 負 担 金	1,698,202	△20,282	1,677,920
	1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,698,202	△20,282	1,677,920
	2 国 庫 補 助 金	447,475	4,238	451,713
	1 調 整 交 付 金	279,653	△2,692	276,961
	2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	167,822	6,930	174,752
4	支 払 基 金 交 付 金	2,612,678	△25,157	2,587,521
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,612,678	△25,157	2,587,521
	1 介 護 給 付 費 交 付 金	2,505,426	△25,157	2,480,269
5	府 支 出 金	1,411,429	△6,536	1,404,893
	1 府 負 担 金	1,317,588	△10,001	1,307,587
	1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,317,588	△10,001	1,307,587
	2 府 補 助 金	93,841	3,465	97,306
	1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	93,841	3,465	97,306
7	繰 入 金	1,571,676	△27,702	1,543,974
	1 他 会 計 繰 入 金	1,551,302	△36,955	1,514,347
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,551,302	△36,955	1,514,347

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
1 現年度分	△28,083	1 特別徴収保険料 △34,691 補正後 2,195,695,000円－補正前 2,230,386,000円 2 普通徴収保険料 6,608 補正後 214,448,000円－補正前 207,840,000円
1 現年度分	△20,282	1 現年度分 △20,282 補正後 1,677,919,000円－補正前 1,698,201,000円
1 現年度分	△2,692	1 現年度分 △2,692 補正後 276,961,000円－補正前 279,653,000円
2 包括的支援事業及び任意事業費交付金	6,930	1 現年度分 6,930 補正後 95,306,000円－補正前 88,376,000円
1 現年度分	△25,157	1 現年度分 △25,157 補正後 2,480,268,000円－補正前 2,505,425,000円
1 現年度分	△10,001	1 現年度分 △10,001 補正後 1,307,586,000円－補正前 1,317,587,000円
2 包括的支援事業及び任意事業費交付金	3,465	1 現年度分 3,465 補正後 47,652,000円－補正前 44,187,000円
1 介護給付費繰入金	△11,647	1 介護給付費繰入金 △11,647 補正後 1,148,272,000円－補正前 1,159,919,000円
2 地域支援事業繰入金	3,465	2 包括的支援事業及び任意事業費繰入金 3,465 補正後 47,652,000円－補正前 44,187,000円

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
7	1	1 [一般会計繰入金]	千円	千円	千円
	2	基金繰入金	20,374	9,253	29,627
		1 介護保険給付費準備基金繰入金	20,374	9,253	29,627
9	諸	収入	129	11	140
	3	雑収入	127	11	138
		2 弁償金	125	11	136

節		金額	説明	千円
区分				
3	職員給与費等 繰入金	△28,349	1 職員給与費等繰入金 補正後 248,653,000円－補正前 277,002,000円	△28,349
4	低所得者保険料 軽減繰入金	△424	1 低所得者保険料軽減繰入金 補正後 20,116,000円－補正前 20,540,000円	△424
1	介護保険給付費 準備基金 繰入金	9,253	1 介護保険給付費準備基金繰入金 補正後 29,627,000円－補正前 20,374,000円	9,253
1	実費弁償金	11	1 非常勤職員等雇用保険料個人負担金 補正後 136,000円－補正前 125,000円	11

(款) 9 諸収入

(項) 3 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳	
款	項				目	千円
1	総 務 費	275,401	△28,338	247,063	諸収入	11
	1 総 務 管 理 費	187,475	△28,338	159,137	一般財源	△28,349
					諸収入	11
	1 一 般 管 理 費	187,475	△28,338	159,137	一般財源	△28,349
					諸収入	11
					一般財源	△28,349
2	保 険 給 付 費	9,279,357	△93,173	9,186,184	保険料	△28,083
					国庫支出金	△22,974
					支払基金交付金	△25,157
					府支出金	△10,001
					繰入金	5,113
					一般財源	△12,071
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,582,934	△130,033	8,452,901	保険料	△37,339
					国庫支出金	△30,528
					支払基金交付金	△35,108
					府支出金	△15,491
					繰入金	5,113
					一般財源	△16,680
	1 居 宅 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	4,934,661	△176,260	4,758,401	保険料	△48,947
					国庫支出金	△39,025
					支払基金交付金	△47,589
					府支出金	△23,354
					繰入金	5,113
					一般財源	△22,458
	3 地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	976,398	25,322	1,001,720	保険料	6,358
					国庫支出金	5,014
					支払基金交付金	6,837
					府支出金	3,948
					一般財源	3,165
	5 施 設 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	2,185,781	25,391	2,211,172	保険料	6,377
					国庫支出金	4,604

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	△11,976	3 一般事務経費(人件費)【介護・医療・年金室】	△28,338
3 職員手当等	△11,515	2 給料	△11,976
4 共済費	△4,847	2 一般職給	△11,976
		一般職給	△11,976
		3 職員手当等	△11,515
		2 扶養手当	△636
		3 管理職手当	△2,640
		4 地域手当	△1,830
		5 通勤手当	199
		9 時間外及び休日勤務手当	503
		10 住居手当	△216
		11 期末勤勉手当	△6,235
		14 児童手当	△660
		4 共済費	△4,847
		3 職員共済組合負担金	△4,881
		7 社会保険料	36
		11 協会けんぽ負担金	△2
19 負担金補助及び交付金	△176,260	21 保険給付事業(居宅介護サービス給付費)【介護・医療・年金室】	△176,260
		19 負担金補助及び交付金	△176,260
		1 負担金	△176,260
		居宅介護サービス給付費	△176,260
19 負担金補助及び交付金	25,322	19 保険給付事業(地域密着型介護サービス給付費)【介護・医療・年金室】	25,322
		19 負担金補助及び交付金	25,322
		1 負担金	25,322
		地域密着型介護サービス給付費	25,322
19 負担金補助及び交付金	25,391	23 保険給付事業(施設介護サービス給付費)【介護・医療・年金室】	25,391
		19 負担金補助及び交付金	25,391

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目	千円	千円	千円	千円	
2	1	5 施設介護 サービス給付費				支払基金交付金	6,855
						府支出金	4,382
						一般財源	3,173
		7 居宅介護 福祉用具 購入費	11,856	352	12,208	保険料	88
						国庫支出金	70
						支払基金交付金	95
						府支出金	55
						一般財源	44
		8 居宅介護 住宅改修費	23,674	940	24,614	保険料	236
					国庫支出金	190	
					支払基金交付金	254	
					府支出金	142	
					一般財源	118	
	9 居宅介護 サービス計画 給付費	450,164	△5,778	444,386	保険料	△1,451	
					国庫支出金	△1,381	
					支払基金交付金	△1,560	
					府支出金	△664	
					一般財源	△722	
	2 介護予防サービス等 諸費	223,897	13,220	237,117	保険料	3,319	
					国庫支出金	2,719	
					支払基金交付金	3,569	
					府支出金	1,961	
					一般財源	1,652	
	1 介護予防 サービス給付費	155,992	12,274	168,266	保険料	3,082	
					国庫支出金	2,542	
					支払基金交付金	3,314	
					府支出金	1,802	
					一般財源	1,534	
	3 地域密着型 介護予防 サービス給付費	23,016	211	23,227	保険料	53	
					国庫支出金	37	
					支払基金交付金	57	
					府支出金	38	
					一般財源	26	
	5 介護予防 福祉用具 購入費	4,560	△127	4,433	保険料	△33	
					国庫支出金	△28	
					支払基金交付金	△34	
					府支出金	△16	
					一般財源	△16	
	6 介護予防 住宅改修費	15,148	△447	14,701	保険料	△113	
					国庫支出金	△100	
					支払基金交付金	△121	
					府支出金	△58	
					一般財源	△55	
	7 介護予防 サービス計画 給付費	24,781	1,309	26,090	保険料	330	
					国庫支出金	268	
					支払基金交付金	353	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		1 負 担 金	25,391
		施設介護サービス給付費	25,391
19 負担金補助 及び交付金	352	25 保険給付事業（居宅介護福祉用具購入費）【介護・医療・年金室】	352
		19 負担金補助及び交付金	352
		1 負 担 金	352
		居宅介護福祉用具購入費	352
19 負担金補助 及び交付金	940	26 保険給付事業（居宅介護住宅改修費）【介護・医療・年金室】	940
		19 負担金補助及び交付金	940
		1 負 担 金	940
		居宅介護住宅改修費	940
19 負担金補助 及び交付金	△5,778	27 保険給付事業（居宅介護サービス計画給付費）	△5,778
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	△5,778
		1 負 担 金	△5,778
		居宅介護サービス計画給付費	△5,778
19 負担金補助 及び交付金	12,274	9 保険給付事業（介護予防サービス給付費）【介護・医療・年金室】	12,274
		19 負担金補助及び交付金	12,274
		1 負 担 金	12,274
		介護予防サービス給付費	12,274
19 負担金補助 及び交付金	211	13 保険給付事業（地域密着型介護予防サービス給付費）	211
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	211
		1 負 担 金	211
		地域密着型介護予防サービス給付費	211
19 負担金補助 及び交付金	△127	15 保険給付事業（介護予防福祉用具購入費）【介護・医療・年金室】	△127
		19 負担金補助及び交付金	△127
		1 負 担 金	△127
		介護予防福祉用具購入費	△127
19 負担金補助 及び交付金	△447	16 保険給付事業（介護予防住宅改修費）【介護・医療・年金室】	△447
		19 負担金補助及び交付金	△447
		1 負 担 金	△447
		介護予防住宅改修費	△447
19 負担金補助 及び交付金	1,309	17 保険給付事業（介護予防サービス計画給付費）	1,309
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	1,309

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目	千円	千円	千円	千円	
2	2	7 [介護予防 サービス計画 給付費]				府支出金	195
						一般財源	163
	3	高額介護サービス等 費	226,246	14,727	240,973	保険料	3,698
						国庫支出金	3,036
						支払基金交付金	3,977
						府支出金	2,175
						一般財源	1,841
	1	高額介護 サービス費	225,246	14,727	239,973	保険料	3,698
						国庫支出金	3,036
						支払基金交付金	3,977
						府支出金	2,175
						一般財源	1,841
	4	特定入所者介護サー ビス等費	205,581	5,861	211,442	保険料	1,471
						国庫支出金	1,169
						支払基金交付金	1,582
						府支出金	906
						一般財源	733
	1	特定入所者介護 サービス費	203,881	5,861	209,742	保険料	1,471
						国庫支出金	1,169
						支払基金交付金	1,582
						府支出金	906
						一般財源	733
	5	高額医療合算介護サ ービス等費	33,754	2,755	36,509	保険料	693
						国庫支出金	571
						支払基金交付金	743
						府支出金	403
						一般財源	345
	1	高額医療合算 介護サービス費	32,754	2,755	35,509	保険料	693
						国庫支出金	571
						支払基金交付金	743
						府支出金	403
						一般財源	345
	6	その他諸費	6,945	297	7,242	保険料	75
						国庫支出金	59
						支払基金交付金	80
						府支出金	45
						一般財源	38
	1	審査支払手数料	6,945	297	7,242	保険料	75
						国庫支出金	59
						支払基金交付金	80
						府支出金	45
						一般財源	38
3		地域支援事業費	626,783	18,000	644,783	国庫支出金	6,930
						府支出金	3,465

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		1 負 担 金	1,309
		介護予防サービス計画給付費	1,309
19 負担金補助 及び交付金	14,727	44 保険給付事業（高額介護サービス費）【介護・医療・年金室】	14,727
		19 負担金補助及び交付金	14,727
		1 負 担 金	14,727
		高額介護サービス費	14,727
19 負担金補助 及び交付金	5,861	45 保険給付事業（特定入所者介護サービス費）【介護・医療・年金室】	5,861
		19 負担金補助及び交付金	5,861
		1 負 担 金	5,861
		特定入所者介護サービス費	5,861
19 負担金補助 及び交付金	2,755	48 保険給付事業（高額医療合算介護サービス費） 【介護・医療・年金室】	2,755
		19 負担金補助及び交付金	2,755
		1 負 担 金	2,755
		高額医療合算介護サービス費	2,755
12 役 務 費	297	41 保険給付事業（審査支払手数料）【介護・医療・年金室】	297
		12 役 務 費	297
		3 手 数 料	297

(款) 3 地域支援事業費
(項)

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業及び任意事業費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	千円
3						繰入金	4,140
						一般財源	3,465
	3	包括的支援事業及び任意事業費	229,551	18,000	247,551	国庫支出金	6,930
						府支出金	3,465
						繰入金	4,140
						一般財源	3,465
		4 生活支援体制整備事業費	8,315	18,000	26,315	国庫支出金	6,930
						府支出金	3,465
						繰入金	4,140
						一般財源	3,465

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
13 委託料	18,000	75 顔の見える総合相談・支援モデル事業【地域包括ケア室】	18,000
		13 委託料	18,000
		1 委託料	18,000
		相談業務委託	18,000

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業及び任意

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(2) 23.9		88,791	71,174
補正前	(2) 26.9		100,767	82,029
比 較	() △ 3		△ 11,976	△ 10,855

職員手当 の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	2,196	5,160
補 正 前	2,832	7,800
比 較	△ 636	△ 2,640

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	1,080	38,177
補 正 前	1,296	44,412
比 較	△ 216	△ 6,235

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
159,965	33,026	192,991	
182,796	37,873	220,669	
△ 22,831	△ 4,847	△ 27,678	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
11,529	2,131	10,901
13,359	1,932	10,398
△ 1,830	199	503

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 11,976	1 その他の減分	△ 11,976
職 員 手 当	△ 10,855	1 その他の増減分	△ 10,855

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考		
所属会計変更等に係る減分 $\Delta 11,976$ 千円	職員数の異動状況 (現に在職する) (その他) (計) { 職 員 数 }		
	補正後	23.9(2)人	()人 23.9(2)人
	補正前	26.9(2)人	()人 26.9(2)人
	比 較	$\Delta 3$ ()人	()人 $\Delta 3$ ()人
	扶養手当	$\Delta 636$ 千円	
	管理職手当	$\Delta 2,640$ 千円	
	地域手当	$\Delta 1,830$ 千円	
	通勤手当	199 千円	
	時間外及び休日勤務手当	503 千円	
	住居手当	$\Delta 216$ 千円	
	期末勤勉手当	$\Delta 6,235$ 千円	

第 6 6 号議案

平成 3 0 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 570 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2, 563, 400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 317,146	千円 △5,570	千円 311,576
	1 他会計繰入金	317,146	△5,570	311,576
歳入合計		2,568,970	△5,570	2,563,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 41,612	千円 △5,570	千円 36,042
	1 総 務 管 理 費	29,285	△5,570	23,715
歳 出 合 計		2,568,970	△5,570	2,563,400

平成30年度
(2018年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	2,248,121	0	2,248,121
2 使用料及び手数料	99	0	99
3 繰入金	317,146	△5,570	311,576
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	3,603	0	3,603
歳入合計	2,568,970	△5,570	2,563,400

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	41,612	△5,570	36,042
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	2,523,258	0	2,523,258
3 諸 支 出 金	3,600	0	3,600
4 予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計	2,568,970	△5,570	2,563,400

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△5,570
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△5,570

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
3	繰入金	千円 317,146	千円 △5,570	千円 311,576
	1 他会計繰入金	317,146	△5,570	311,576
	1 一般会計繰入金	317,146	△5,570	311,576

節		説明	金額 千円	千円
区分	金額			
2 職員給与費等 繰入金	△5,570	1 職員給与費等繰入金 補正後 36,440,000円—補正前 42,010,000円	△5,570	

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項				
1	総 務 費	千円 41,612	千円 △5,570	千円 36,042	千円 一般財源 △5,570
	1 総 務 管 理 費	29,285	△5,570	23,715	一般財源 △5,570
	1 一 般 管 理 費	29,285	△5,570	23,715	一般財源 △5,570

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	△1,934	1 一般事務経費（一般管理費）【介護・医療・年金室】	△5,570
3 職員手当等	△2,689	2 給 料	△1,934
4 共 済 費	△947	2 一般職給	△1,934
		一般職給	△1,934
		3 職員手当等	△2,689
		2 扶養手当	△558
		3 管理職手当	△497
		4 地域手当	△364
		5 通勤手当	100
		9 時間外及び休日勤務手当	369
		10 住居手当	△108
		11 期末勤勉手当	△1,431
		14 児童手当	△200
		4 共 済 費	△947
		3 職員共済組合負担金	△947

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	() 3		11,112	8,276
補正前	() 3		13,046	10,765
比 較	()		△ 1,934	△ 2,489

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	198	1,303
補 正 前	756	1,800
比 較	△ 558	△ 497

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後		4,598
補 正 前	108	6,029
比 較	△ 108	△ 1,431

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
19,388	4,084	23,472	
23,811	5,031	28,842	
△ 4,423	△ 947	△ 5,370	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
1,509	299	369
1,873	199	
△ 364	100	369

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 1,934	1	その他の減分 △ 1,934
職 員 手 当	△ 2,489	1	その他の増減分 △ 2,489

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考		
所属会計変更等に係る減分 △ 1,934 千円	職員数の異動状況 [現に在職する] (その他) (計) 職員数 補正後 3()人 ()人 3()人 補正前 3()人 ()人 3()人 比 較 ()人 ()人 ()人		
	扶養手当 △ 558 千円 管理職手当 △ 497 千円 地域手当 △ 364 千円 通勤手当 100 千円 時間外及び休日勤務手当 369 千円 住居手当 △ 108 千円 期末勤勉手当 △ 1,431 千円		

第67号議案

平成30年度箕面市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度箕面市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
ア 改良事業	1,044,897千円	944千円	1,045,841千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,751,041千円	△3,130千円	2,747,911千円
第1項 営業費用	2,632,473千円	△3,130千円	2,629,343千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,110,535千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,111,479千円」に、「建設改良積立金359,792千円」を「建設改良積立金360,736千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,441,024千円	944千円	1,441,968千円
第1項 建設改良費	1,098,051千円	944千円	1,098,995千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費280,299千円」を「職員給与費278,113千円」に改める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成30年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			2,751,041	△ 3,130	2,747,911	
	1 営業費用		2,632,473	△ 3,130	2,629,343	
		1 原水及び浄水費	1,389,966	1,396	1,391,362	原水・浄水設備の維持に要する費用
		2 配水及び給水費	177,673	△ 2,617	175,056	配水・給水設備の維持に要する費用
		3 受託工事費	31,475	△ 2,241	29,234	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		5 総係費	192,747	332	193,079	事業活動全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,441,024	944	1,441,968	
	1 建設改良費		1,098,051	944	1,098,995	
		1 改良費	1,044,897	944	1,045,841	改良事業に要する経費

平成30年度 箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	231,596	3,130	234,726
業務活動によるキャッシュ・フロー①	798,973	3,130	802,103
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,022,934	△ 944	△ 1,023,878
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 975,685	△ 944	△ 976,629
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 116,107		△ 116,107
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 292,819	2,186	△ 290,633
5 資金期首残高	2,381,482	47,141	2,428,623
6 資金期末残高	2,088,663	49,327	2,137,990

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
	管理者	その他									
補正後	損益勘定支弁職員		12	(3) 20	90	85,933		115,483	201,506	31,929	233,435
	資本勘定支弁職員			(1) 4		18,644		15,953	34,597	6,955	41,552
	合 計		12	(4) 24	90	104,577		131,436	236,103	38,884	274,987
補正前	損益勘定支弁職員		12	(4) 19	90	87,855		116,759	204,704	31,561	236,265
	資本勘定支弁職員			(1) 4		18,172		15,322	33,494	7,114	40,608
	合 計		12	(5) 23	90	106,027		132,081	238,198	38,675	276,873
比較	損益勘定支弁職員			(△ 1) 1		△ 1,922		△ 1,276	△ 3,198	368	△ 2,830
	資本勘定支弁職員			()		472		631	1,103	△ 159	944
	合 計			(△ 1) 1		△ 1,450		△ 645	△ 2,095	209	△ 1,886

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	3,150	9,828	14,203	1,198
	補正前	3,564	9,828	14,332	1,461
	比較	△ 414		△ 129	△ 263
手当の内訳	区 分	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	3,955	864	45,238	53,000
	補正前	3,955	864	45,077	53,000
	比較			161	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 1,450	1 その他の減分 △ 1,450	新陳代謝に係る減分 △ 1,450千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 24 (4) 人 () 人 24 (4) 人 補正前 24 (4) 人 △ 1 (1) 人 23 (5) 人 比較 人 1 (△1) 人 1 (△1) 人
手当	△ 645	1 その他の増減分 △ 645		扶養手当 △ 414千円 地域手当 △ 129千円 通勤手当 △ 263千円 期末勤勉手当 161千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、() 内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 30 年度(2018年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

実施計画内訳書
 収益的収入及び支出
 支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,751,041	△ 3,130	2,747,911
1 営業費用		2,632,473	△ 3,130	2,629,343
	1 原水及び浄水費	1,389,966	1,396	1,391,362
	2 配水及び給水費	177,673	△ 2,617	175,056
	3 受託工事費	31,475	△ 2,241	29,234
	5 総係費	192,747	332	193,079

明 細				
節	金額 (千円)	備 考		(千円)
給料	37,813	給料	37,813	1,316 増
手当等	21,537	扶養手当	978	60 増
		地域手当	5,145	165 増
		通勤手当	554	21 減
		期末勤勉手当	10,474	289 減
賞与引当金繰入額	5,923	賞与引当金繰入額	5,923	163 減
法定福利費	12,611	職員共済組合負担金	11,402	216 減
		社会保険料	708	361 増
		協会けんぽ負担金	382	183 増
給料	15,247	給料	15,247	1,844 減
手当等	9,523	地域手当	2,079	219 減
		通勤手当	186	50 減
法定福利費	4,923	社会保険料	325	319 減
		協会けんぽ負担金	184	185 減
給料	2,592	給料	2,592	1,702 減
手当等	2,138	扶養手当	0	198 減
		管理職手当	0	540 減
		地域手当	403	201 減
		時間外及び休日勤務手当	400	400 増
給料	26,143	給料	26,143	308 増
手当等	17,092	扶養手当	558	276 減
		地域手当	3,383	4 増
		通勤手当	118	192 減
		期末勤勉手当	7,678	215 増
		児童手当	2,020	300 減
賞与引当金繰入額	4,185	賞与引当金繰入額	4,185	36 減
法定福利費	10,313	職員共済組合負担金	8,809	794 増
		協会けんぽ負担金	0	185 減

資本的收入及び支出
支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,441,024	944	1,441,968
1 建設改良費		1,098,051	944	1,098,995
	1 改良費	1,044,897	944	1,045,841

明 細				
節	金額 (千円)	備 考		(千円)
給料	18,644	給料	18,644	472 増
手当等	15,953	管理職手当	2,460	540 増
		地域手当	2,631	122 増
		時間外及び休日勤務手当	1,434	400 減
		期末勤勉手当	8,131	369 増
法定福利費	6,955	職員共済組合負担金	6,377	159 減

第68号議案

平成30年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
ア 汚水建設改良事業	709,576 千円	1 千円	709,577 千円
イ 雨水建設改良事業	487,329 千円	2 千円	487,331 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,444,374 千円	△4,197 千円	2,440,177 千円
第1項 営業費用	2,318,763 千円	△4,197 千円	2,314,566 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,142千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,145千円」に、「当年度分損益勘定留保資金33,412千円」を「当年度分損益勘定留保資金33,415千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,661,675 千円	3 千円	1,661,678 千円
第1項 建設改良費	1,261,096 千円	3 千円	1,261,099 千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費120,460千円」を「職員給与費116,266千円」に改める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成30年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道 事業費用			2,444,374	△ 4,197	2,440,177	
	1 営業費用		2,318,763	△ 4,197	2,314,566	
		1 汚水管渠費	95,871	209	96,080	汚水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	50,515	△ 560	49,955	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	67,500	△ 3,611	63,889	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		8 汚水総係費	64,479	△ 236	64,243	汚水事業全般に関連する費用
		9 雨水総係費	36,648	1	36,649	雨水事業全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出			1,661,675	3	1,661,678	
	1 建設改良 費		1,261,096	3	1,261,099	
		1 汚水建設改良 費	709,576	1	709,577	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良 費	487,329	2	487,331	雨水建設改良事業に要する経費

平成30年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	123,409	4,197	127,606
業務活動によるキャッシュ・フロー①	818,388	4,197	822,585
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,171,563	3	△ 1,171,560
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 570,468	3	△ 570,465
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 186,338		△ 186,338
4 資金の増加額④=①+②+③	61,582	4,200	65,782
5 資金期首残高	3,816,477	270,727	4,087,204
6 資金期末残高	3,878,059	274,927	4,152,986

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
	管理者	その他									
補正後	損益勘定支弁職員		12	(2) 7	90	34,857		34,044	68,991	13,094	82,085
	資本勘定支弁職員			() 4		15,404		12,447	27,851	6,051	33,902
	合 計		12	(2) 11	90	50,261		46,491	96,842	19,145	115,987
補正前	損益勘定支弁職員		12	(1) 8	90	36,916		35,163	72,169	13,993	86,162
	資本勘定支弁職員			() 4		15,404		12,447	27,851	6,048	33,899
	合 計		12	(1) 12	90	52,320		47,610	100,020	20,041	120,061
比較	損益勘定支弁職員			(1) △ 1		△ 2,059		△ 1,119	△ 3,178	△ 899	△ 4,077
	資本勘定支弁職員			()						3	3
	合 計			(1) △ 1		△ 2,059		△ 1,119	△ 3,178	△ 896	△ 4,074

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	1,414	6,000	7,021	551
	補正前	1,692	6,540	7,271	517
	比 較	△ 278	△ 540	△ 250	34
	区 分	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	1,020	768	23,157	6,560
	補正前	1,020	876	23,134	6,560
比 較		△ 108	23		

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考			
給料	△ 2,059	1 その他の 減分	△ 2,059	新陳代謝に係る 減分 △ 2,059千円	職員数の異動状況 (現に在職する) (その他) (計) 職員数			
					補正後	11 (2) 人	() 人	11 (2) 人
					補正前	13 () 人	() 人	13 () 人
					比較	△ 2 (2) 人	() 人	△ 2 (2) 人
手当	△ 1,119	1 その他の 増減分	△ 1,119		扶養手当			△ 278千円
					管理職手当			△ 540千円
					地域手当			△ 250千円
					通勤手当			34千円
					住居手当			△ 108千円
					期末勤勉手当			23千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 30 年度(2018年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書
 収益的収入及び支出
 支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業費用		2,444,374	△ 4,197	2,440,177
1 営業費用		2,318,763	△ 4,197	2,314,566
	1 汚水管渠費	95,871	209	96,080
	2 雨水管渠費	50,515	△ 560	49,955
	4 ポンプ場費	67,500	△ 3,611	63,889
	8 汚水総係費	64,479	△ 236	64,243
	9 雨水総係費	36,648	1	36,649

資本的収入及び支出
 支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,661,675	3	1,661,678
1 建設改良費		1,261,096	3	1,261,099
	1 汚水建設改良費	709,576	1	709,577
	2 雨水建設改良費	487,329	2	487,331

明 細				
節	金額(千円)	備 考		(千円)
給料	8,460	給料	8,460	141 増
手当等	5,248	扶養手当	100	260 減
		管理職手当	720	180 増
		地域手当	1,111	4 増
		通勤手当	110	35 増
		期末勤勉手当	2,499	23 増
法定福利費	2,904	職員共済組合負担金	2,884	86 増
給料	6,995	給料	6,995	500 減
手当等	4,358	地域手当	979	60 減
給料	2,663	給料	2,663	1,500 減
手当等	1,777	扶養手当	0	378 減
		管理職手当	0	540 減
		地域手当	430	180 減
		通勤手当	24	27 減
法定福利費	523	職員共済組合負担金	194	1,300 減
		社会保険料	201	201 増
		協会けんぽ負担金	113	113 増
給料	9,409	給料	9,409	200 減
手当等	6,589	扶養手当	360	360 増
		管理職手当	1,740	180 減
		地域手当	1,370	14 減
		通勤手当	105	26 増
		住居手当	0	108 減
		児童手当	0	120 減
法定福利費	1,789	職員共済組合負担金	1,496	1 増

明 細				
節	金額(千円)	備 考		(千円)
法定福利費	2,395	職員共済組合負担金	2,329	1 増
法定福利費	3,656	職員共済組合負担金	3,623	2 増

第69号議案

平成30年度箕面市競艇事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度箕面市競艇事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 競艇事業収益	37,399,534 千円	△320 千円	37,399,214 千円
第1項 営業収益	37,394,886 千円	△320 千円	37,394,566 千円
	支	出	
第1款 競艇事業費用	37,269,572 千円	5,753 千円	37,275,325 千円
第1項 営業費用	36,518,571 千円	5,753 千円	36,524,324 千円

第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費224,229千円」を「職員給与費229,982千円」に改める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成30年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競艇事業 収益			37,399,534	△ 320	37,399,214	
	1 営業収益		37,394,886	△ 320	37,394,566	
		4 その他営業収益	525,283	△ 320	524,963	入場料収入、端数切捨金収入、 時効収入、寄附金他

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競艇事業 費用			37,269,572	5,753	37,275,325	
	1 営業費用		36,518,571	5,753	36,524,324	
		7 管理費	576,704	5,753	582,457	事業全般に関連する費用

平成30年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	129,962	△ 6,073	123,889
業務活動によるキャッシュ・フロー①	340,389	△ 6,073	334,316
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 824,621	0	△ 824,621
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 484,232	△ 6,073	△ 490,305
5 資金期首残高	4,951,987	480,187	5,432,174
6 資金期末残高	4,467,755	474,114	4,941,869

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
	管理者	その他									
補正後	損益勘定支弁職員	1	23	(1) 20	4,986	86,296		103,614	194,896	34,726	229,622
	資本勘定支弁職員			()							
	合 計	1	23	(1) 20	4,986	86,296		103,614	194,896	34,726	229,622
補正前	損益勘定支弁職員	1	23	(1) 20	4,986	88,830		96,473	190,289	33,260	223,549
	資本勘定支弁職員			()							
	合 計	1	23	(1) 20	4,986	88,830		96,473	190,289	33,260	223,549
比較	損益勘定支弁職員			()		△ 2,534		7,141	4,607	1,466	6,073
	資本勘定支弁職員			()							
	合 計			()		△ 2,534		7,141	4,607	1,466	6,073

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
	補正後	3,180	10,020	11,940	1,445	3,607	648
	補正前	3,438	10,728	12,360	1,097	3,607	972
	比 較	△ 258	△ 708	△ 420	348		△ 324
	区 分	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)				
補正後	63,786	8,988					
補正前	55,283	8,988					
比 較	8,503						

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考			
給料	△ 2,534	1 その他の減分	△ 2,534	新陳代謝に係る減分 △ 2,534千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計)			
					補正後	21 (1) 人	() 人	21 (1) 人
					補正前	21 (1) 人	() 人	21 (1) 人
					比較	() 人	() 人	() 人
手当	6,821	1 その他の増減分	6,821		扶養手当			△ 258千円
					管理職手当			△ 708千円
					地域手当			△ 420千円
					通勤手当			348千円
					住居手当			△ 324千円
					期末勤勉手当			8,503千円
					児童手当			△ 320千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 30 年度(2018年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 競艇事業収益		37,399,534	△ 320	37,399,214
1 営業収益		37,394,886	△ 320	37,394,566
	4 その他営業収益	525,283	△ 320	524,963

収益的収入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 競艇事業費用		37,269,572	5,753	37,275,325
1 営業費用		36,518,571	5,753	36,524,324
	7 管理費	576,704	5,753	582,457

明		細	
節	金額	備考	
	(千円)	(千円)	
他会計負担金	9,059	一般会計負担金	360 320 減

明		細	
節	金額	備考	
	(千円)	(千円)	
給料	86,296	一般職給(21人)	77,728 2,534 減
手当等	79,359	扶養手当(11人)	3,180 258 減
		管理職手当(13人)	10,020 708 減
		地域手当(22人)	11,940 420 減
		通勤手当(17人)	1,445 348 増
		住居手当(6人)	648 324 減
		期末勤勉手当(22人)	48,159 8,503 増
法定福利費	34,726	児童手当(2人)	360 320 減
		職員共済組合負担金	33,849 1,417 増
		協会けんぽ負担金	617 49 増

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年6月8日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 新居美紀子

	略	歴
昭和49年	3月	京都府立大学女子短期大学部卒業
同 49年	4月	東大阪市立弥刀中学校教諭
同 60年	4月	箕面市立第五中学校教諭
平成 3年	4月	箕面市立第四中学校教諭
同 12年	4月	箕面市教育委員会事務局学校教育部総務課主査

同 14年	4月	箕面市立第六中学校教頭
同 16年	4月	豊中市立第十六中学校教頭
同 18年	4月	箕面市立第六中学校長
同 21年	4月	箕面市立第二中学校長

(提案理由)

新居美紀子氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。